



謹言再拜

昭和八年七月

帝国在郷軍人会

豊岡町分会長

滝野 基

(以下、顧問七人・賛助員二十六名氏名、略)

4 民権運動と政党活動

(一) 地方民権家の巡回

(1) 沢辺正修

『大坂日報』明治十四年一月二十三日

○山陰地方民権の首唱者・丹後宮津天橋義塾の社長沢辺正修氏は、過日も報道せし如く同国与謝郡を殉へて終に中郡に入りたりしが、本月八日同郡峯山の占春楼に於て同地の有志者相会して自由懇親会を開き、氏を招して東行の労を謝せり。同地の有志者は高木・松田・荻野の諸氏なりといふ。翌九日、熊野郡久美浜に着す。同地の有志者稲葉氏等翌十日を以て氏を同地の九万楼に請ず。有志家集る者数十人、席上演舌あり、詩歌あり、揮毫あり、俳諧あり、頗る盛宴なりしと云へり。

翌十一日には同国竹野郡より請待の約なりしが、前日より降雪甚しく道途通ぜざるを以て果すこと能はず。依て竹野郡は暖和氷雪の少しく減ずるの候を待ち巡回する事となし、翌十二日雪を冒して宮津に帰れり。斯く降雪は道を埋め寒威は骨に徹すと雖も、氏は幸に身体強健にして六寸の草鞋三郡の雪を踏破し、自由の空氣殆ど丹後一国に普及せしめたり。又、加佐郡は同国にて一種殊別の空氣を呼吸する人民のみなりしが、此程同郡の何某より氏に通信して共に国事を憂ふべき由を誓ひたれば、早晚同一の進路に向ふを得べしといふ。扱、氏は宮津に帰りし後、竹野郡より頻りに巡回を促し来るに付、清和暖氣の候を待つに及ばず来二月上旬には積雪を踏で竹野郡へ赴き転じて熊野郡より終に進んで隣国但馬豊岡に出張なさんとす（但馬豊岡も此程、強成社なる者を設立し氏と共に国会の事を謀らんとする由なり）。扱、右の巡回了りたらば、四郡有志人民の

發議に依り来月中旬宮津に於て自由懇親の大会を開かんの目的なるよし。盛なりと謂うべし矣。

(2) 中島信行一行

『大坂日報』明治十四年四月二十八日

○中島信行君等は去廿一日、丹後久美浜を辞して但馬城の崎郡湯島村に趣(マヤ)かれたり。同所は摂州有馬と其名を齊ふする所の温泉場にして、四時浴客雑沓し、随分繁華の市街なり。昨年九月、小室信介が来り浴せし時、二三の有志家に会して団結の要用なるを説き、丹後改進黨と方向を同ふすべき事を謀り、爾後事を沢辺正修氏に託し置きたるが、本年三月初旬沢辺氏同地に遊で終に同地の有志家数十名を集め一の自由党懇親会を組織し、之を猶興社と名(3)けたり。即ち、三宅徳介・鯉江伝左衛門・杉本和助等の諸氏其(さき)魁(き)たり。是日、三

宅・鯉江両氏は中島君等を久美浜に迎へ湯島村に帰る。久美浜の人稲葉・西垣等従ふて同所に至れり。君等は湯島村三宅氏に着し、午後四時頃より同地の懇親会に臨まれたり。会衆凡百五十名にして、内五十余名は猶興社員に係る。其他は尋常の会衆にして、君の名望を慕ひ請ふて其の席に列せし者なり。席上、猶興社員の演舌もあり、中島君及び小室・沢辺等の演舌あり。夜に入りて旅寓に帰へらる。翌廿二日午前、再び猶興社員の懇親会あり、中島君始め小室・沢辺も臨席し本社の方向目的等懇々熟議ありたり。午後、豊岡の有志家和田垣・林氏等来りて君等を迎ふ。因て舟に乗じて豊岡川に溯り、豊岡に向ふて発す。同舟の人々は中島君及び沢辺・小室・西垣・稲葉（二人は丹後久美浜人）和田垣・林（此二人は豊岡より来り迎ふる者）三宅（城崎人にて君等を送る者なり）等八人なり。此日、春風駘蕩暖和、人に可なり。兩岸皆山、花卉妍を争ひ春色

絶佳なり。川を溯る事一里余、玄武洞に抵る。俗に石山と喚ぶ。此山到る処総て六角或は八角形の石を戴き、重畳層をなし以て一帯の丘山を為す。土人之を採りて四方に輸出す。其の石以て種々の用に供すべし。其の採りし所の跡自ら洞を為し、殆ど天工の如し。之を玄武洞と名く。実に天下の奇観なり。中島君等一同皆上陸して洞中の奇を賞し、徘徊之を久ふして又舟に乗じて川に溯る。舟中酒有り、肴有り、且つ酌み且つ談じ酔後耳熱す。小室曰く、舟中言論の自由を得べし、交々思想を演舌して可なり。衆各々其題を扱らぶ。一人幸に辻占昆布を携ふる者あり。即ち、之を分ち題とすることに決し、各自に其一を探り其の文句に従ふて思ひ／＼に其説を述べ艶語を湊合して自由主義或は改進黨の目的を演べたり。中には巧なるもの有り、拙きもあり。巧固り好し。拙も亦興あり。愉快言ふべからず。演舌已に終る。詩を吟ずる者あり、歌を詠ずる者あり。

悲壮の声、感慨の音舟中に振ひつゝ、黄昏舟豊岡に達す。早く豊岡有志者の来て相迎接するあり。君等を伴ふて豊岡町庄境屋の水楼に泊らしむ。是の日、舟中の談は実に近来無比の一大快なりき。廿三日は豊岡にて但馬懇親会あり。廿四日は出石にて懇親会ありたり。

○中島信行は明治十四年、自由党の副総理となり、大阪の立憲政党総理ともなつた。後に衆議院初代議長。妻は岸田俊子（中島湘煙）。

『朝日新聞』（大阪）明治十四年四月二十九日

○中島信行君は去十七日、宮津の大会終りし後、翌十八日は天の橋立を見物せられ、其の夜岩滝村にて一泊（同村は小室信介の居村なり）、同十九日同地を辞して同国中郡に入られしが、同郡口大野村^{（じゃくせん）}折善会の社員等相迎へて其会場に臨まんを乞ひ、君及び小室氏の演舌を望みたり。午後、同所を去りて熊野郡に入られしに、

同地の自由党山を越え河を渉りて来り迎へり。就中、其の挙動の面白かりしは野中村の有志者奥村某等謀て君等を道に要し、其の車を奪ふて自分の庭園に曳入れ、少時の休憩を乞ひたるなり。其夜は同郡久美浜に着す。同地の同仁会員替るぐく来り訪ひ、懇談夜半を過せり。翌二十日、同所本願寺に於て自由懇親会あり。会員二百五十余名にして同仁会員の祝文演舌もあり。中島・小室・沢辺三氏の演舌もありて中々盛会なりき。同廿一日、但馬城崎郡湯島村に赴かる。同地有志家の請ひに応じてなり。其日、同所に於て又懇親会あり。会者百六十名にして中島君の謝辞及び小室・沢辺両氏の演舌もありたり。翌廿二日、舟にて豊岡川を溯り豊岡に到られしが、同地も兼て広益相談会・強成社等の自由党ありて、曩に丹後宮津の大会にも数人來会せし程なれば、今朝より湯島に來り迎ふる者ありて、舟を共にして豊岡に帰へりたり。同廿三日、同地來迎寺に於て

但馬懇親会あり。会員三百余人相談会員の祝文演舌もあり中島君及び小室・沢辺両氏の演舌もありて頗る盛會なりき。同廿四日、出石郡出石に到る。是れ亦、同地の有志者の請ひに依てなり。同日、福成寺に於て出石郡懇親会を開く。会する者無慮八百余名、爰^{こゝ}處にて中島・小室・沢辺等の諸氏祝文演舌あり。夜に及んで同地有志者六十余名宴を張りて君等を饗せり。同廿五日、養父郡八鹿村人の需に応じ同村に到らる。同地の人も亦、同郡懇親会を八鹿村永源寺に開く。会者百六十余名、亦一盛會なりき。扱、同廿六日には同地を発して生野銀山に出でんとせられしが、途中朝来郡竹田村に於て同村の有志人が道を要して是非に一泊ありて明日同郡の懇^親會に臨まれんことを乞ひたるに依り、止むを得ず一泊せられたり。

『大坂日報』明治十四年四月三十日

○中島信行君等は去二十二日、但馬豊岡に至られたり。同地には広益相談会と云へる者と強成社と云ふ者あり。相談会は官吏・平民・教員・士族を問はず、皆少しく学事に志ある者の相集る處なり。強成社は、近傍村落の豪家が集合して世益を謀る處なり。相談会員は五十余名、強成社は二十余名あり。両会社皆、自由の主義を執り国会の開設を熱望する者なり。同夜、兩社員続々來訪して時事を談じ、更^{ふく}闡るに及んで始めて散じたり。翌廿三日、兩社員會主となり、但馬國懇親会を同所の來迎寺に開く。会員三百余名、丹後久美浜の人・但馬出石郡の人・同養父郡の人等皆來會せり。酒未だ出ざる前に談話の會を開き、相談會員^那奈須・和田垣・川井等の諸氏の演舌あり。或は祝文を読む者あり。小室は思想論を演説し、沢辺は国会説をのべ、満場拍手の聲絶ゆる時なく、自由の氣殆ど場に溢れたり。談話會罷み更に宴會を開き酒^{たけなわ}闌にして祝辞・演舌復た起り、中

島・小室・沢辺諸氏及び和田垣・大河内等の諸氏交るく起て演舌し、自由の言論湧くが如く拍手喝采の音満場を動かせり。夜に入りて旅寓に帰へりしに、有志者続々来り訪ひ交々時事を談じ、夜深くるも去らず、衆去て寝に就けば已に一時を過ぎたり。翌廿四日、出石人岡部氏等の来り迎ふる有り。午前十時過ぎ腕車(人力車)に乗じて出石に至る。出石は豊岡を距ること三里余、道途平坦なり。十二時頃達す。同地の人数十名相迎へて旅寓に就かしむ。休憩すること少時にして同地の懇親会に臨む。同地は元出石藩のありし処にて、士族数百戸あり。人心は豊岡に比すれば活発にして進取の氣に富めり。然るに、未だ専らに事に任ずる人なきを以てや一団結のあるを見ず。只、人々各自に進取を謀るのみ。故に同地の有志者岡部・谷野・島村・芦田等の諸氏、凡五十名相謀り中島君等の来遊を時とし一の大懇親会を開き、其の会員の中に就て其の萃を抜き一団結

をなさんことを期し、本日正午を期し出石全郡の大会を同所の福成寺に開きしなり。当日は会員制限を設けず、凡そ同郡の人は識ると識らざるとを問はず悉く臨会を許すの事なりしを以て、会衆無慮八百余人に及びたり。実に宮津以来の大会なりき。会主岡野氏外数名の祝文演説有り。客員には沢辺・小室・和田垣・川井等の演説あり。頗る盛会なりしが、人衆(おほ)く場狭きを以て其熱鬧実には名状すべからず。喝采拍手の聲、堂も崩るゝばかりなりき。唯、笑(わか)しかりしは該寺の境内に餅或は雑菓子の露店を出す者兩三名ありしが相應に利を占めたる容子なりき。亦以て当日の盛會を推計るに足るべし。其夜、宴を旅寓の樓上に張る。會者六十余名、皆其萃を抜く者なり。中島君外数名の演説あり。宴終りて会衆は自由改進の主義に依り一団結を設けんとて、其方法・順序を商議せり。因て不日、其の規則の草案を製し議定の上、大坂日報社小室信介方へ向け差送る

旨、予め之を約したり。又手、翌廿五日は同地より直に生野銀山へ出で播州路に向ふて帰路に就かる、筈なりしが、同国養父郡八鹿村より養父郡懇親会に臨まれんことを乞ひたるに付き、余義なく同地に向ふて車を馳せられたり。

(3) 小室信介一行

『大坂日報』

明治十四年十二月九日

○立憲政党派出委員小室信介氏は、新井毫氏外河部・鈴木の両氏及び丹後熊野郡同仁会員奥田得一氏と共に去三十日久美浜を発し、久美・半田(坂登)の二嶺を越えて但馬国城崎郡湯島村に至られ、翌一日午後一時同村本住寺に於て政談演説会の催ありしに聴衆三百余人、弁士は新井・小室・河部・鈴木・青山の五氏にて頗る盛な

る会なりし。此日、豊岡の有志家和田垣・田口の両氏来り、豊岡町に於て政談会と懇親会とを開設せんことを照会されたりと。翌二日には湯島村の自由懇親会あり。同三日には同郡松尾まつのと云へる処にて但馬国一円の県会議員の集会あるよしなれば、好機会なりとて小室氏は和田垣氏と共に同所に至り、政党組織の事を協議すべき筈なれば、それ等の模様は追て報道を待つて記載すべし。

○

明治十四年十二月十四日

○小室信介氏は新井氏等と共に去二日、但馬国城崎郡湯島村に滞在し病気を保養せられしに、同地の有志家相謀て再び自由懇親会を同地の本住寺に開きて氏等を招じたり。会衆百五十人、席上演舌例の如し。同三日、同国松の岡(前回、松尾と書せしは誤)に但馬の県会

議員が集合の事ありと聞き、好機会なればとて小室氏が早朝より赴かる筈なりしに、同氏は夜来発熱し旅行甚だ困難なれば余義なく新井毫氏を頼み、代つて同所に至らんことを依頼されしに、同氏は甘んじて之を諾せられ、直ちに同行の奥田氏と共に車を飛ばして豊岡に至り、同所の志士和田垣信氏を問ひ三人相伴ふて松の岡に至る。然るに全国の議員は未だ悉く来着せず、僅に出石郡議員宇野氏・養父郡議員田尻氏・城崎郡議員渡辺氏・気多郡議員長沢氏等のみなりしが、孰も有名の人々なれば政党組織の事に就き大に之を賛成し、十分に尽力すべき旨を誓はれたり。同四日、新井氏は再び湯嶋に帰へる。同五日、同郡津居山の有志家懇親会を開き一行を招く。小室氏病を以て之を辞されしが、新井氏及鈴木・河部等の一行は臨会せられたり。該会は瀬戸・津居山・氣比・田結等諸村の会合にて、会衆百五十余人有り。該地方は人心淳朴にして且つ俠

気あり。金穴も少なからざれば、将来非常の進歩あるべしと想像せらる。同会の有志家は大江・後藤・三木・稲葉の諸氏にして、孰れも地方に実力ある人々なり。同七日、豊岡町演劇場に於て政談學術の二演舌会を交へ開く。新井氏等の一行は同日午後、舟に乗りて豊岡に之く(ゆ)（小室氏は病の爲めに相伴ふこと能はず）。同夜の演説者は學術和田垣信・河合要蔵・神谷肅一・久能功の四氏、政談は鈴木・河部・新井の三氏にして、新井氏は当夜小室氏の欠席の爲めに非常に奮勵し、快論人の心肝を寒からしめしかば、殊に拍手喝采の盛んにして、聴衆は千有余人あり。実に丹後宮津以来の盛会なりしと云へり。其の翌日より有志者続々来訪し、新井氏に再び政談を開かんことを懇請せり。同八日、小室氏天氣の朗かなるに乘じ奮起して湯島を發し、竹輿に扶けられ新井氏を遂ふて豊岡に至られしが、疲勞甚しければ急に豊岡病院長松岡茂章氏に診察治療を乞は

れたり。院長松岡氏は患者に接するの親切なるのみならず頗る該地率先の有志者なり。小室氏の病は大に對話等の害あるを以て急に該地有志者に通じて氏と語を交ること勿^ならしめたり。其用意至れりと謂ふべし。同日、同所に自由懇親会あり。会衆四百余人、新井氏、小室氏に代て政党團結の事を縷述す。衆皆之に賛成を表したり。猶、同地にて今一回の懇親会の申込あり。又、同郡奈佐谷より同様の申込あり。出石郡より、養父郡より一行をして安眠するに違あらざらしむる程なりとぞ。立憲政党の名の同地方に盛なる想ひ見るべし。

○

明治十四年十二月二十日

○小室信介氏は新井氏等と尚但馬豊岡に滞在し、療養かたゞ立憲政党组织の事に付き該地方の有志者に協議せられしが、其地方人民は之に同意賛成する者多く、

去十一日城崎郡福田村に於て自由懇親会の催有りて一行を招じたり。小室氏は病を以て之^(也)かざりしかど、新井氏及び鈴木・河部の両氏、其他豊岡の有志者教輩之に臨まれたり。該会は奈佐谷廿九ヶ村の集合にして会衆殆ど四百余人あり。其内率先者は木築恭郎・川崎賢三・大坪伊右衛門・沢田八郎左衛門・北村孫助・上田良三・今井綱藏等の諸氏にして席上演説も盛んなり。新井氏は小室氏に代りて立憲政党の事を縷述せしに、孰れも同意賛成を表したりと。同十四日、出石郡出石町に於て同所有志者芦田婦一氏等の尽力にて懇親会の催あり。新井氏等の一行之に臨みしに会衆は百余人ばかり、演舌例の如し。同十五日、同所演劇場に於て再び懇談会を催せしに、此夜は前夜に反して会衆も多く凡六百余人もあり。且つ、前夜に比すれば演舌の耳底に入ることも深く、稍感動を与へたる者の如し。斯く該地は他方に比すれば大に盛んなるを見ざりしは、頃

日何々新報社員なりとか自称して該地方を巡回する者ありて、頻りに我党を誹謗し、彼れは私党にして公党にあらずと種々悪口を極めて我党の信用を害せんと企て、既に同地方にても其の悪説先入為主(主と爲し)として、かく該地人民の精神を鈍らしめたるなりと。然るに、同地の人民とても斯る邪説に迷はざるべき人のみならず、又、有志者には無論一人も妄信せし人もなければ、新井氏の弁解にて一朝に疑を散じ、将来我党の事に尽力すべき事を陳べたりと云ふ。況んや同地の岡部久洋氏は去九月の近畿自由党の会議に臨み、我党今日の事を決議せし率先者たるをや。妨害者の策の拙劣なる、真に憫笑するに耐へざるなり。

○

明治十四年十二月二十五日

○立憲政党派出委員小室信介氏には新井毫氏と共に尚

但馬豊岡に滞在中なるが、同国美合郡竹野の有志家より本月十八日美合全郡の自由大懇親会を催すに付き来臨ありたき旨請ひ来りしに、小室氏は病中なるを以て之を辞し、新井氏及び豊岡の有志家和田垣信・瀬戸村の有志家後藤菅雄の三氏は去十七日より該地方へ赴かれける。同地は豊岡より五里余の里程なれど、途中に大なる峻坂ありて往来困難なる僻地なり。且つ、其日は風雨甚しく、行路甚だ難渋なりしが、其夜より降雪甚しく平地も一尺四・五寸に降り積り、山路は三・四尺にも及びたれば、翌十八日即ち当日の会衆は如何あらんと案じたる処、同地の有志家莊野幹之助・永田保平等諸氏の非常の勉強に依り全郡の有志家芒鞋積雪を踏で来会する者凡四、百、余、名あり。席上活潑なる演舌続々交るゝ起り、最後に新井氏起て立憲政党的組織方法より今日に欠く可らざる所以を縷述せしに、会衆孰れも拍手喝采して同意賛成して、其中錚々者は誓て

此事に努力すべきを明言せり。実に此大雪に山を越え谷を涉りて来会せし所の有志者なれば其熱心推して知るべきなり。翌十九日、新井氏は豊岡に帰らるべき筈なりしに山路雪深くして通ずること能はず余議なく逗留し、翌廿日積雪を踏み鑄物師戻(いんど)(嶺名)の難路を越え、辛ふじて湯島村迄帰へり、同所に一泊し、翌廿一日に舟にて豊岡に帰へられたり。山路雪深く、一步を誤る時は全身を埋没す。其危険言ふべからず。実に非常の困難なりしと。積雪斯の如しと云ふと雖も、立憲政党の花は寒梅に先きだつて到る処に開けり。其の好結果を得るは日を期して待べし。豈喜ばしからずや。

(二) 国会開設運動

(1) 和田垣信檄文を発す

『大坂日報』明治十四年六月五日

○但馬城崎郡に自由党の日に増進するよしは曾て記載せし所なるが、今度同郡豊岡の有志者和田垣信氏は該地方有志人の委員となり、悲哀感慨の檄文を製し同国同胞に自分等思想のある所を告げ、客年諸国有志者と俱に国会請願の事を共にせず但馬人民は衷情を上は朝廷に告げず下も社会同胞に表せざりしを憾み、本年は是非に一国協同して国会請願の拳を果さんことを縷述し、且つ同志の人は本月十日を期し豊岡本町和田垣氏の宅へ報知あらんことを乞ふの主意を記し、之を同国内へ頒布せられたりと。氏は但馬国にて屈指の民権家にして、丹後の沢辺氏と通じ兼て同主義を以て但馬地方を唱ふる事に熱心し、演説も稍々激に過ぎ、曾て法衙の問ふ所となり拘留せられ、又罰金を科せらるゝ事もありしかど、少しも挫折せず終に該地方自由党の首唱者となりたり。氏はかの中島信行君該地方遊歴の時、豊岡川舟中演舌の一人にて、弁論は余程に巧みなる者

なり。蓋し、其始めは此の如く巧みならざりしが、氏の熱心と勉強とに依りて此の如きを致したりと云へり。亦、我党の一人物といふべし。

(2) 国会開設運動への参加を求める檄文・

意見書案

養父町・小野山三光氏蔵

1

但馬国城崎郡豊岡有志者委員和田垣信、^(後)謗陋ヲ顧ミズ敢テ但馬八郡ノ仁人志士諸君ニ告グ。諸君ハ真ニ愛國保民ノ志ヲ篤クシ大活発ナル聰明耳目ヲ具スルモノ、必ズ能ク信ガ言ヲ聴察セン。今ヤ春夏ノ交、^(ころ)四面ノ山林花^(ことごと)尽ク開キ、郊野草全ク長シ幽鳥ノ歡声ト輕烟ノ淡影ト真ニ一歳ノ好時節也。此時ニ乗ジ花ニ溪山ニ酔フテ擊壤ヲ謡ハンカ、民権未ダ伸ビズ、自主自由未ダ之

ヲ何レノ時ニ得ルヲ知ラザルナリ。抑々、烟波ニ酌シテ南風ヲ弾センカ、国会未ダ建タズ、人民ノ協同果タ何レノ日ゾヤ。且ツ、諸君誠ニ自ラ思へ、諸君ハ是レ大日本帝国ノ人民ニ非スヤ。此所謂大日本帝国ハ神祖以來二千五百年一姓不替ノ大一統基業ニ非ラスヤ。而シテ、其人民ハ尽ク神明ノ胤ニシテ万世不忒ノ臣子ニ非ラスヤ。之ヲ漢史ニ考へ、之ヲ歐書ニ問フテ、果シテ能ク斯ノ如キモノアルカ。真ニ宇内無二ノ邦国ニシテ、世界無比ノ人民ナリ。此邦国、此人民ニシテ今日猶狡獪無礼ノ碧眼紅髯奴ニ奴隸視セラルヽヲ免ルヽ能ハズ。苟モ男兒ノ志氣アルモノ誰カ扼腕切齒、之ニ繼グニ痛哭ヲ以テセサランヤ。況ンヤ方今、西ニ尾ヲ奮フノ長鯨アリ、北ニ爪ヲ磨クノ猛鷲アリ、是レ誠ニ危急存亡ノ秋、智者ヲ待ツテ知ルナラサル也。此時ニ当^(後)り薪ニ坐シ胆ヲ嘗メ夙夜奮励スルモ猶及バザルヲ恐ル。豈泄々杳々、苟且偷安ノ時ナランヤ。一モ是ニ察セサ

ルアルトキハ国家滅亡將サニ日無シトス。而シテ、諸君ノ父母・兄弟・妻子モ亦、何ヲ以テ肝腦地ニ塗ルヲ免レンヤ。今、是計ヲ為スモノ国会ヲ開設シ以テ民權ヲ全フシ、全国ノ心力ヲ合一スルノ外、聖人復興ルモ必ズ他策ナキヲ信ズルナリ。然シテ、世人常言アリ、曰ク国家ヲ保持スルハ政府其人アリ、余何ゾ関セン。国会ヲ開設スルハ他邦人既ニ已ニ尽力ス、余何ゾ嘔々セント。坐シテ太平ヲ待、之ヲ得計トス。噫嘻、是レ誠ニ何ノ言ゾヤ。尚ホ種ヲ蒔カズシテ秋ノ実ヲ待ツカ如シ。愚モ亦甚シ矣。且、今日他人ノ陸統請求スルノ功ニヨリ一朝其請ヲ許シ国会ヲ設立スル事アレバ、他邦人必ズ曰ハン、咄々但馬人ハ狡猾ナリ、愛國ノ志氣無キモノナリ、男兒ノ精神ナキモノナリ、進取ノ心ナキモノナリ、人ノ功ニヨリ颯トシテ耻ヲ知ラズ、何ゾ卑屈ノ甚シキヤト。諸君、何ノ面目アリテ天下ニ立ントスルヤ。況ンヤ我但馬国幕政ノ末ニ当リ、命ヲ国事

ニ殞^(おち)身ヲ勤王ニ致スモノ多カラズトナサズ。今日、此盛世ニ遇フニ至ルモ亦与リテ力ナリトス。而シテ、我輩今日自ラ奮ハスンバ、死者当サニ九原ニ痛哭スヘシ。彼ヲ思ヒ此ヲ念ヘハ百花ノ爛漫タルモ以テ心ヲ染スニ足ラズ、黄鳥ノ睨睨タルモ以テ情ヲ慰ムルニ足ラズ、食味ヲ甘ンゼス寝枕ヲ安ンゼズ、昼夜耿耿々仮寐シテ咏嘆シ、之ニ次クニ流涕ヲ以テス。嗚呼、大丈夫当サニ憤ヲ發シテ進取シ千挫百折、不屈不撓、死^(し)テ後ニ止ムヘシ。庶幾^(いねがむ)クハ成ヲ万一ニ望ムヲ得ン。豈、徒ニ憂ヲ以テ老ユベケンヤ。是レ信ガ滿腔ノ赤心ヲ吐キ、徧^(あまね)ク我同胞但馬八郡ノ諸君ニ告ケ、以テ諸君ノ助ヲ求ムル所以ナリ。諸君ヨ、諸君ヨ、諸君ハ之レ同水土ニ生レ同風氣ニ育セシ兄弟ナラズヤ。既ニ已ニ兄弟タル、豈患難相救ヒ痛病相共ニスルノ情無ランヤ。況ンヤ平生愛國ヲ以テ自ラ許スノ諸君ニ於^(て)ニヲヤ。今、信諸君ト共ニ書ヲ政府ニ致シ、未ダ開ケザルノ国会開設ヲ哀

請懇願シテ、未ダ得サルノ民権自由ヲ得、全国三千五

百万ノ心ヲ協同シ、全土二万五千里ノ力ヲ合結シ、

以テ我日本祖宗以来二千五百年ノ大一統基業ノ帝国ヲ

シテ真正ノ独立国タラシメ、永ク鴻号ヲ無窮ニ照^(ひろめ)ント

欲ス。信、自ラ信ズ、之レ日本帝国人民ノ義務ニシテ

志士仁人ノ急務ナルコトヲ。而シテ、此請願タルヤ客

歳以来、太政官ニ元老院ニ三大臣ニ於テスルモノ、其

書タル数十百通、其人タル亡慮数百万人ニ下ラスシ

テ、未ダ嘗テ聴納セラレザレハ臣カ諸君ト共ニ請フ所

固ヨリ一朝夕ノ能ク得ル所ニ非ラザルナリ。必ズ堅忍

不拔ノ志ヲ執リ、之ヲ十タビシ、之ヲ百タビシ、必ス

得テ後止ムベシ。信、決シテ諸君ノ小挫折ノ為メニ其

志ヲ変スル者ナラサルヲ知ルナリ。嗚呼、諸君仁人志

士痛病相共ニシ患難相救フノ情ヲ忘レサレバ、来ル六

月十日ヲ限り尊居所・高姓名ヲ詳記シ、城崎郡豊岡本

町・和田垣信宅ニ投セラレヨ。信、不任誠請懇願ノ至、

頓首白。

2

兵庫県下但馬国八郡千人總代某謹白。某等熟々我人

民ノ身上ニ如何ナル責アルカ、方今、我国政ハ如何ナ

ル地位ニ在ルカヲ察スルニ、神武天皇中洲ヲ平定シ、

位ヲ橿原ニ正セシ以来、聖皇踵ヲ接シテ興リ、賢臣肩

ヲ比ヘテ出テ、文教日ニ新タニ武尅月ニ振ヒ、駸々乎

トシテ未タ支那ノ如キ却歩ヲ見スト云ヘトモ、其間不

幸ニシテ武門権ヲ専ラニシ一時天威ヲ凌キシコトアル

モ皇天皇土ノ其私ヲ助ケサルト天皇陛下ノ叡明ナルト

ニヨリ、大政再ビ皇朝ニ帰シ万姓再ヒ天日ヲ仰クヲ得、

爾来十有四年進歩ハ之ヲ宇宙間比類無シト謂フモ決シ

テ溢言ニ非ルナリ。嗟呼、斯クノ如キ速ナル進歩ヲ為

セシ所以ノモノハ我叡明ナル天皇陛下叡聖ノ致ス所ト

云ヘドモ、亦在廷大臣ノ輔佐其道ヲ得ルニ非レ^(ハザル)保安

ゾ能ク此ニ至ルヲ得ンヤ。然リ而シテ今ヤ、外ニシテハ条約ノ改正未ダ成ラズ、内ニシテハ財政ノ困難未ダ底止スル所ヲ知ラズ。政府ノ憂慮真ニ言フニ勝フベカラザルナリ。此時ニ際シ、我人民ノ義務ハ果シテ何レニアルカ。尚ホ昔日ノ如ク袖手傍觀、惟政府ノ為ス所ニ任センカ今日ノ政府ハ人民保護ノ政府ニシテ昔日ノ君主圧抑ノ政府ニ非ルナリ。今日在廷ノ大臣ハ皆是レ圧抑ノ幕府ヲ倒滅セシモノニシテ、昔日ノ驕暴宰相ニ非ルナリ。斯政府、斯宰相ニシテ斯憂慮アリ。我人民安ゾ其憂慮ヲ分チ、以テ人民タルノ義務ヲ尽サ、ルベケンヤ。伏シテ惟フニ天皇陛下ノ御誓文ニ曰ク、広く會議ヲ起シ万機公論ニ決ス、曰ク、上下心ヲ一ニシ盛ニ經論ヲ行フ、曰ク、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケシム、曰ク、汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラント。真ニ是レ既ニ已ニ圧抑政治ヲ蟬脱セシ聖言也。且ツ人民ニ地券ヲ与ヘテ所有ノ權ヲ明ニシ、四民ノ別ヲ廢シテ

同等ノ權ヲ与フルノ類、皆全ク吾等人民ニ自治ノ心ヲ起サシメ立憲ノ政体ヲ完成セント欲スルニ非サル無シ。嗚呼、天皇陛下ノ我人民ヲ誘導サセラル、コト既ニ斯ノ如シ。然ルニ我人民尚ホ昔日ノ思想ヲ變セズシテ柔弱卑屈ノ野蠻主義ヲ墨守シ恬乎トシテ国事ヲ顧ミザルハ其罪実ニ是ヨリ大ナルナシ。必ス速ニ勃然ト興起シ卑屈ノ旧汚ヲ蕩滌シテ自治ノ精神ヲ鼓動シ全国三千五百万人ノ衆智力ヲ結合シ、以テ上政府ヲ助ケ、下我人民ノ自由ヲ全クス可シ。庶幾クハ天皇陛下ノ人民タルノ義務ニ乖カザラン。況ヤ自由ト義務ハ天ノ与フル所ニシテ人々固有スル所ノモノナルヲヤ。苟モ我人民ニシテ能ク斯クノ如クナル、是レ三千五百万人合テ一大身体ヲ成スナリ。此一大身体ヲ以テ頭目手足期セスシテ相救ヘバ、英仏富盛ナルトモヤ魯独強大ナルトモヤ亦恐ル、ニ足ラサルナリ。夫レ然ル後、約条ノ改正咄嗟ニシテ成スヘク、財政ノ困難且タニシテ弁スヘク、天

皇陛下ノ神聖威武益光テ国家ノ治安億万斯年ヲ保ツ可シ。而シテ此衆智力ヲ合セテ一体タラシムルノ道如何、是レ即チ国会ヲ起スニ在ルノミ。某等、聖人復興ルトモ他策ナキヲ信ズル也。而シテ某等之ヲ道路ノ言ニ聞ク。内廷中往々言アリ、曰ク、人民尚ホ愚昧ナリ、未ダ参政ノ權ヲ与フベカラズト。嗚呼、此言ヲシテ果シテ信ナラシメバ、乃（すなわち）古ヲ鑑ミザルノ甚シキナル無ランヤ。伝ニ曰ク、君ハ舟也、民ハ水也、水能浮舟亦可覆舟ト。皇國、英國ノ若キ即チ静水ノ能ク堅舟ヲ浮ブルモノナリ。而シテ仏國、魯國ノ若キ則狂瀾ノ大舶ヲ覆セシモノナリ。故ニ苟モ政府ニ在テ人民ヲ統御スルモノハ宜シク人民ノ侮ルベカラザルヲ熟知スベキナリ。又曰ク、療病者必先知脈ノ虛実・氣ノ所結、然後為之方故病可愈、而寿可長、為國者必先知人ノ所苦・禍ノ所起、然後為之禁故姦可塞、而国家可安也ト。苟モ在廷ノ大臣ニシテ之ヲ知ル。何ゾ速ニ国会ヲ開キ億

兆ノ欲スル所ニ從ヒ衆庶ノ憂フル所ヲ除カザルヤ。今宜ク開ク可クシテ開カザル、某等或將ニ道路ノ言ノ虚ナラザルヲ信ズルナリ。我但馬國ハ山陰道ノ北阪二位シ四面皆山岳、人民尤頑陋ト称ス。而シテ聖化ノ厚キニ因リ漸ク權利義務ノ在ル所ヲ知り此ニ国会ノ開設ヲ願フニ至レリ。嗚呼、此山間僻地ノ愚民ニシテ尚ホ斯クノ如シ。故ニ吾等ノ乞フ処ハ日本全國ノ輿論ト云フモ亦誣言ニ非ルナリ。政府輿論ニ逆フ可ケンヤ。天皇陛下ノ聖誓ニ悖フベケンヤ。蓋シ政府ノ是コト無キヲ信スルナリ。伏シテ乞フ、閣下吾等ノ情（二字欠）ヲ納レ、速ニ国会ヲ起シテ衆智力ヲ結合シ、以テ東洋ニ屹然タル一大獨立帝國ヲ起スノ大基礎ヲ立テラレンコトヲ。某等昧死百拜。

(3) 国会開設運動の盛況

『大坂日報』明治十四年八月六日

○但馬地方の国会論は日を逐ふて盛大に赴き、彼の有志家和田垣信氏は此頃の炎熱をも厭はで諸所奔走し遊説に力を尽されしが、各郡共非常に人心奮起の模様なれば、来九月一日を期として但馬八郡の大集会を催し、(但馬)全国十八万の人民挙て国会を請願せんと目今尽力中なりと。就きては本社客員沢辺正修氏にも、本月中旬には彼地方に赴き、和田垣氏等に協議して頗る尽力せらるゝの見込なれば多分好結果を見るべしと云ふ。

(4) 豊岡の広益相談会と波多一雨

『大坂日報』明治十四年十月十一日

○但馬国城崎郡豊岡なる有志輩が結合して広益相談会といへる一社を設立し政事上の討論研究をなせる事は已に我日報紙上にも曾て掲載せし処なるが、爾来同會員神矢肅一・安原春太郎・和田垣信・生駒湊・田口操(ママ)平なぞの諸氏が卒先して国会設立の緊要なるを主張し、自ら国会請願同盟員となりて尚ほも同志を得んものと市街村落を遊説して追々加入を得たるもの殆ど一千余人の多きに及び、中には婦女子にて此同盟に入りしもの渺からずとぞ。

然るに同郡中、(下鶴井村)鶴井村と唱ふる僻村に長松寺とて一字の寺院あり。其が住職は波多一雨(兼 慧方)と名乗りて今を距る十余年前、王政維新の頃は東京品川の或る大寺に住職たりし程の和尚にて、中々学力もあり奇抜なる僧なれば、(こしら)這頭の村民らは皆此僧を尊信し、何事に寄らず和尚が一言には何れも敬服して(まも)乖く者なき程の望みある和尚なれども(中略)(安原・生駒)両氏現時我國の形勢より国会の

無るべからざる事由を詳らかに述べられしかば、和尚は（中略）一日も早く此国会なるものを設立せでは叶ふまじ、夫に就ては愚老も幸に教導職の任を帯びたる身の思出に此後、説教の序には必らず此国会論を説き聞せ聊か国恩に報ずるの一とも致すべしと快く承諾、（中略）此和尚が導きにより国会の必要なるを了知して請願同盟に加入せしもの鶴井村・野上村を始めとし暫時の間に三百余名の多きに至りしと。（下略）

(三) 但馬・鳥取県合併反対運動

『大坂日報』

(1) 太政官・兵庫県へ嘆願

明治十四年六月八日

○兵庫県下但馬国の人民が鳥取県再置の事に付き嘆願の事あるよしは、神戸新報にも度々記載ありし所なる

が、猶該地方より本社へ報知ありし者に依れば、此頃同国に一の蜚説あり。曰く、近日政府再び鳥取県を置き但馬国をして該県に属せしむ、内閣の評議已に決定し、東京の或貴顕より同国豊岡の某氏方へ密報ありたりと。此の風説一たび国中に伝播するや、すは我國民の一大事起りたり、枕を高ふして安眠するの時にあらずと、毎郡毎村集合して種々協議を遂げし上、各地より総代人を出して其の筋へ嘆願する事となりしが、已に豊岡は宝林義塾長久保田精一氏を総代とし去五日発足にて東上、太政官へ直願し、又同地の滝田清兵衛氏は去二、三日頃兵庫県へ嘆願に出たり。而て其の主旨は、第一因但兩國は山岳重疊として往來交通に不便なり、第二人情の不同よりして管民互に協和せざらん、第三地方政事の変換よりして人民其の方向に迷惑せん等の数項に分ち、到底因但二国は合併すべからざる所以を痛論し、依然兵庫県へ据置相成度云々なりと。尤

も此の嘆願にして採用せられずんば、国民挙つて上京せんと云へる程の形勢なりと云ふ。

(2) 国会開設論を刺激

明治十四年六月十五日

○但馬の国人民が鳥取県再置、同国之に合せらるゝの輩説に驚き、処々に集合し、種々協議の上、久保田精一氏を以て總代とし上京なさしめし事と、同国の自由先導者和田垣信氏が国会請願の檄を全国へ出せしとの二事は既に過日の紙上にも掲げて其の報道を怠らざりしが、猶其の後の景況を聞くに人心は益々一決し、若し久保田氏にて好結果を得ざれば^(ママ)一番手・三番手引つゞきて押出し但馬全国一人も残らず上東するに至らざれば止まずと今以て処々に集會をなせるよし。此の紛紜より意外と好結果に至りしは国会論なり。其の故

はかの紛紜ありてより該地方人民は始めて頓悟せし者の如く人々相告げて曰く、従来国会の必用なるを聞きたる事もしばくなりしかど百姓町人に取りては左迄入用の事とも思はず聞ながしになして居たりしに、斯く我々の頭の上に災難がふりかゝりて見れば成程制度の良否は人民に取りて其の利害の異なる実に甚しき者なり、速に国会を立て制度を改良し地方分権の政治を進取せざるべからずとて、かの和田垣氏等諸氏の説に応ずる者多く、去十日期約の如く豊岡来迎寺に於て其の相談会を開きしに會員殆ど五百余名あり、演説祝文等も盛んなりしが、愈々同日其の相談まとまりて本月廿日を期とし国会請願書を差出す事に決したり。尤も廿日迄には同盟者二千余人に及ぶべしと云ふ。

(3) 山県有朋参議へ陳情

明治十四年七月二十一日

○但馬地方の人民が近來自由を進取するの氣象を勃興せしは続々諸新聞にも掲記せらるゝ所なるが、頃日同地方の自由党より弊社へ報道せし所の書面は彼の鳥取県再置云々の紛紜より山県参議及び今村・勝間田両書記官の該地方に赴かれし時、人民が奮起集合して事情を訴えたる顛末を詳記して、同国人民の進歩の著しきを証するに足るものあり。因て原文のまゝこれを左にかゝぐ。今般、鳥取県合併の説起るや但馬国人民挙りて憂慮措く能はず日々各地に集会団結して終に全国総代久保田精一氏等を出して直に内務省に嘆願せしとは既に前日新誌に述ぶるが如しと雖ども、固より無根の風説なれば官にも何等の指令あるべき様なし。然れど

も、官に於て人民憂慮熱心の情は深く洞察せられ、内務卿・大輔・書記官も各総代に親しく面接して懇親の応答あり。孰れも結局は無根の風説なれば人民各其堵に安んずべきの趣旨なりき。而して、人民の総代を待つこと実に一日千秋、十八万人民皆顛を述べて総代の帰国を待ちしが、既に内趣の要領を得たれば今井・永沢・吉井の三子^(氏)は神戸より先帰国に、久保田精一氏一人神戸に留りて内務よりの指令を待つこと十有余日、其間出石・豊岡等の人民は尚日々集会して或は委員逢迎のことを議し、或は饗応の式を評し、或は早まりて数里外に逢迎する者ありて、実に其情大旱の雲霓畜ならざる也。去る十三日、愈久保田氏達書を握りて帰るの報あるや沿道の人民は未だ其報を知らざれば迎ふるに由なきも、各地の有志者は予め謀りて之を途に迎へ其労を謝し、殊に豊岡市中人民は早且より人車陸統として数里外に迎へ、松岡に集る車數六十余挺に過ぎ、

人員百余名に満つ。次て納屋・九日市・尻細等の各地に或は百人、或は五十人群をなす者、皆逢迎の人にあらざるなし。其豊岡に着あるや市中人民歓声雷の如し。是を以て人民が安堵の報を得るまで憂慮悲痛の情を推知すべし。茲に又、翌十四日には山県参議・今村内務権大書記官・勝間田内務少書記官は但因両国の地理及民情視察の爲めに此地に着さるゝの報あるや出石・豊岡は勿論、全国人民大に悦び各地に集会して之を道路に迎へ親しく民情のある所を表せんと勇み立ちたり。就中、豊岡は着泊と定りたれば、市中及び近傍の人民は続々として伊福・松の岡より豊岡までの沿道に待迎へり。然るに、出石人民も亦、大に三君の通過を望み、請求百端終に其允諾を得たれば、惣代は直に帰りて人民に其由を告げんと欲すれども、諸君は皆健歩の二人引なれば何の暇もなく諸君の車は早其市街に入り来れり。又、直に其足にて陶器所を一覧せられたれば、是

亦何の装置を為すの間もなく唯驚愕狼狽するのみ。次て、其樓にて午飯の終るや否や又針路を豊岡に向けられたり。茲に豊岡人民は諸君の来着斯く早からんとは思も寄らず、曩まきに一回失望したれども市中人民は是を以て始めの精神を撓なめず、挙りて是を大渡（京口）の橋上に迎へんと欲し、時刻を約して一先解散し、或は午餐を喫し、或は衣を脱し、僅かに涼を納れんとする時、一人車上にて疾行大呼するものあり。曰、諸君既に大渡に来れりと。衆是れを聞くや其意外神速なるに驚き且疑ひ箸を捨て衣を着けんとするや、各戸狼狽の間諸君の進行は疾風電撃の勢にて各自屐履を着くるの間もなく早や各所の旅館に到着ありたり。（以下、次号）

○

明治十四年七月二十二日

○但馬地方人民、山県参議及び両書記官に嘆願始末（昨

日の続き)

是に於て豊岡相談会社員水垣義三郎・和田恒信・神矢肅一等集會議して曰く、我輩が油断よりして大なる失敗を取れり。若、此儘にして已むときは我が今日まで熱心の願意、何を以て上達し、民情何を以て表するを得ん。如何せば乃(すなわち)可ならん。曰く、一大盛挙をなし、以て我輩の赤心を表せざる可らず。曰何、曰何、と議論紛々たり。一人あり、進んで曰く、今日のことたる多言を要せず、両書記官は民情を(5)探ん為、遠く此地に臨まる。宜しく各町有志会同して以て臨席を乞ひ、実地民情のある所を親しく陳述し、又直接に朝旨のある所を聴かば、官に於ては總代の陳ぶる所果して実なるを了察せらるべく、我々人民も亦是を以て安心満足すべきなりと。衆皆其説を賛成し、是を各町有志に(6)伝るや、民心の向ふ所置郵して命を伝るより速に豊岡千有余家の人民瞬間に一致結合し、翌十五日昧早より宝林

義塾に陸続来集する者十有余名。さしも広き義塾も為に充滿して立錫の地もなく、後ればせに來る者皆周囲に蟻集せり。是に於て豊岡第一の大寺光行寺の本堂を借りて爰処に集りしに、此堂亦立所に充滿し尽く入る事を得ず。又、其末寺四ヶ寺を借りて之に充るに至る。而して、城崎各村の人民亦之を聞き、來会する者数百名に及び、又出石・氣多・美合各郡の有志等も亦期せずして会する者百有余名にして惣計二千余名に上れり。是に於て全国より三名の總代水垣義三郎・宇野文右衛門・国眼幾太郎の三氏を推選し、直ちに湯島に向はしむ。此の日、両書記官は夙に豊岡を發し津居山開港の地形を検せられ、其より井上參議・山県參議を湯島に訪はれたり。森岡兵庫県令も今朝、豊岡より湯島に赴かれたり。却説く、今朝彼地に向ひたる我が總代は湯島に着するや否や水垣氏は直に進んで各旅店を探索し、宇野氏は独り衢路に止まりて其出入を視察す。良あり

て両書記官津居山より歸へらるゝに逢ふて宇野氏其後を追ひ、水垣氏亦途より従ふ。共に旅宿に到り、兵庫県より随行の谷野遠氏に依り来湯の旨を述ぶ。谷野氏直に其由を両書記官に通ず。書記官には頗る是を拒まるゝの色あり。蓋し、多人数突然の集会、或は暴動の恐れもあらんと察せられしならん。谷野氏百方其他なきを陳ぶれども、終に允可を得ず。而して、我総代は頻りに之を谷野氏に迫るを以て、谷野氏中間に在りて頗る其決に苦む。最後、県令も亦、両書記官に親しく民情を以て乞はれたれども終に許容せられず。然れども、両書記官に於ても敢て輕忽視せされざる乎、終に臨席の可否を両参議に謀られしと云ふ。又手、豊岡にては衆皆議して曰、総代等既に我輩に代りて百方尽力すると云へども書記官の臨席は終に難計、寧ろ是より小田井町に出て諸公を帰路に迎ふるに不如と。各先を争ふて彼に赴き、町端の家は皆人を以て満ち、恰も陣

營の状に似たり。而して、書記官の帰豊、意外に遅く、総代よりも亦一個の報知なきを以て忽ち訛伝あり。曰、両書記官は本夜湯島に宿泊、明且豊地にて唯朝食を喫せらるゝのみと。衆是を聞き頗る倦厭の色を露はし曰く、一先解散し休息して氣力を養ひ明朝再会するに如かず。或は曰、昨日の如く復方向を転ぜらるゝも難計れば、是より大衆湯島の旅館に推寄押ん乎と。其の勢方に盛なり。(以下、次号)

○

明治十四年七月二十三日

○但馬地方人民、山県参議及び両書記官に嘆願始末(昨日の続き)

神矢氏之を制して曰、此説両ながら不可なり。何となれば宿泊の説は風説にして確然の証なければ何人か我衆を解散せしむるの策に出たるも亦測がたし。若、然

るときは是人に愚弄せらるゝものなり。且、大衆一度散せば又集ること甚だ難し。其湯島旅館に推寄る如きは最不可なり。我輩今日の集会は官我総代を扱はるゝの厚を謝し、并せて今後不幸にして此説起るあるも両書記官にて我情を熟察ありて一言の助力を仰がんとの陳謝懇請の心に出て、決して他意あるなし。然るに、今大衆是に向は却て我々が本願に背く者なり。故に此策や共に不可なり。我が今日の良策は、仮令へ待つて明日に至るも此処に留まり我々の精神を貫徹するにあのみ。我々全国人民に代り幸福を熱望するの赤心を表するに当り、何ぞ兩日の飢と勞とを厭はんや。勉よや衆、と呼べば衆皆勇んで是に応ず。因て近藤氏・和田垣氏等亦車を湯島に飛して総代の帰を促す。良時ありて総代国眼氏帰る。衆争て状を問ふ。答曰、未だ書記官の確答を得ずと云へども谷野氏には可及的^{なるべく}の尽力すべしと。是に於て皆晚餐を取寄せ持久の計を為さんと

するや、此時総代水垣氏又車を飛して帰り来る。將に報告する所あらんとす。大衆、車の周圍に集り雑沓喧囂語るを得ず。因りて傍の屋根に飛上り、大音にて呼はり曰く、参議・書記官今將に湯島を発せられんとすと。二千余名の衆皆踊躍歡呼して路の左右に配列するに、長さ殆んど七八丁に余れり。良ありて山県参議来豊あり。総代等進出て七郡人民拜謁と呼ぶ。衆皆立礼す。森岡県令も同行せらる。次に、両書記官入豊、総代述ること前の如し。且、本日大衆拜謁に出たる所以の口書を呈す。両書記官にも帽を取り車を下りて答礼あり。次で、諸君各旅館に帰着せられ、大衆は復光行寺に集り、随行官谷野氏より参議・書記官にも該国人民が国事に熱心なるを賞し、且炎暑を厭はず逢迎せし勞を謝せらる。続て和田垣・水垣等の演舌ありて衆皆解散す。時殆ど八時に垂々たり。是夜、総代水垣義三郎・芦田基一・京田直義は旅館に至り、両書記官に謁

し、本日大衆集会の由を上申し、且巡廻の勞を謝す。

書記官曰、此上は深く憂慮するに及ばず、民情のある

所は官にも洞察せられたり云々。総代等退館の後、書

記官久保田氏に語り曰、今日大衆不意に会するを以て

或は強願でもするのかと疑ひたりと。久保田氏曰、否々

人民喜悅の余り踏舞せしのみ。而して、夜も既に深け

たれば諸君も就褥せらる。翌十六日午前四時、参議・

書記官には相変らず二人引の腕車にて発旅あり。祖道

の人衆は大概道に追越されたるが、其都度諸君には帽

を脱ぎて答礼あり。坊端尻細に至れば送衆既に陳列せ

る者百有余名、諸君帽を取り御苦勞の謝辞と共に答礼

ありて、昨日に比すれば皆一層懇篤の色ありたるは、

蓋し総代及び付属官の言に依りて民情のある所を了知

せられし故ならん。総代水垣は浅倉まで随送し、久保

田精一・佐川義右衛門両氏は関宮まで送られたり。

別(れ)に臨み諸君より両氏に托して一般人民へ懇篤の情を

深く謝し呉(れ)よとの伝言ありたり云々と。扱、鳥取県再

置云々の事に付ては、先づこれにて同国七郡人民も安

堵はなしたるが、これよりは一步を進めて日本人民一

般の休戚に關する国会を進取するの機に達すべしとて、

和田垣氏始め今回総代に扱(た)まれたる諸氏の如きは一入

□し、各々其分担を定め同国一円に遊説する事に決心

したりしと云へり。嗚呼、盛んなるかな。

(四) 自由党の活動

(1) 近畿自由党

『大坂日報』明治十四年九月十三日

○此程より板垣君の来坂に付、滞留せられたる近畿自

由党西川義延・伊東熊夫・喜多川孝徑（山城）、奥村新

之丞・谷紀百（丹波）、沢辺正修（丹後）、中西光三郎・

児玉仲兎・稲本保之助（紀伊）、加藤平四郎（美作）、

小林樟雄（備前）、筒井弁次（播磨）、瀬川正治（大和）、桜井徳太郎・松本長平（和泉）、岡部久洋・近藤伸（但馬）等の諸氏は孰れも昨日、其地方へ帰られたり。此の有志の人々は此度、近畿十余国の自由党団結の規約を決議せられ、各々其事を実施することを盟ふて帰られたる由なれば、必らず遠からずして近畿に自由主義の非常に盛行するを見ることを期し得可し。

(2) 近畿自由党の決議

『大坂日報』明治十四年九月十五日

○此程集会せられたる近畿自由党西川義延・喜多川孝経（山城国綴喜郡田辺村）、伊東熊夫（同国同郡上村）、家村正治・山田直竹・奥某（同国同郡八幡庄）、吉川信近（同国同郡新村）、樺井保親・吉田喜内（同国同郡大住村）、服部直（京都西石垣四条下ル斎藤町）、

石田寿次（同室町中立売）、奥村新之丞（丹波国船井郡木崎村）、谷紀百（同国同郡園部新町）、榊原鋭吉（同国天田郡福知山内記町）、沢辺正修（丹後国与謝郡宮津繩手）、岡部久洋（但馬国出石郡出石）、近藤伸（同国城崎郡豊岡）、加藤平四郎（美作国西北条郡香々美中村）、小林樟雄（備前国岡山区岡山）、筒井弁次（播磨国飾東郡姫路五軒屋敷）、瀬川正治（和泉国堺区市ノ町）、松本長平・桜井徳太郎・狭間辰三（大和国宇智郡五条村）、児玉仲児（紀伊国那賀郡中山村）、仲西光三郎（同国同郡井ノ口村）、稲本保之助（同国伊都郡東村）、小島忠里（在坂）等の諸氏の決議書を得たれば之を左に掲ぐ。又た、此の政党新聞の発起人には板垣退助君も加はらるるよし。

近畿自由党決議

目的

第一条 我党ノ目的ハ自由ヲ拡充シ民人^{マタ}ノ幸福ヲ増益スルニアリ。

第二条 我党ハ現今ノ政治ヲ善美ナル立憲政体トナスニ務ムベシ。

同盟

第三条 同盟ハ全国同主義ノモノト相結合スベシト

雖モ、暫ク我党ノ茲ニ会スル山城・大和・河内・

和泉・摂津・紀伊・丹波・丹後・但馬・播磨・美

作ノ十一ヶ国ノモノヲ名^ツケテ近畿自由党トシ、其

他逐次ニ増加スベシ。

本部・地方部及役員

第四条 本部ヲ大坂ニ置キ、日報社ヲ以テ仮事務所

トシ、左ノ役員ヲ公選スベシ。

事務委員

三名

第五条 地方部ハ一國ヲ以テ仮リニ一部トシ、各幹事ヲ定メ、其住所姓名ヲ本部及ヒ各地方部へ通ス

ベシ。但、地方ノ便宜ニヨリ一國ヲ数部トスルコトアルベシ。

新聞

第六条 我党ニ於テ一ノ政党新聞ヲ発行シ、有用ナ

ル書籍ノ翻訳出版^版ヲナスベシ。其資本金ハ大約五

万円トシ、廣ク同志ヲ募ルベシ。

演舌

第七条 各地方部ニ於テ演舌員ヲ定メ互ニ往来セシ

メ、又各地方部ヨリ集会ノ照会アルトキハ之ヲ派

遣スベシ。

會議

第八条 來ル十一月ヲ以テ再ヒ大坂ニ会シ、新聞発

行等ノ方法ヲ議定スベシ。

名簿并報告

第九条 各地方部ニ於テ自由党名簿ヲ編製シ、本部

ニ通シ、各地方部へ報ズベシ。

第十条 大坂日報二近畿自由党報告ノ一欄ヲ設ケ党
中ノ報告ヲナスベシ。

(3) 但馬自由党の親睦会

『日本立憲政党新聞』明治十五年四月八日

○但馬自由党は去る三日、大親睦会を同国城崎郡湯島
本任寺(註)に於て開きたるに、此の日は風雨の甚しかりし
にも拘らず有志者の来会する者二百余名にて、交る
く起て席上演説を為し、或は立憲政体の美を称し、
或は我立憲政党新聞の解停(マ)を祝し、喝采拍手の声は堂
外にまで溢れて頗る旺盛なる景況なりしと。扱て同日
午後四時頃より更に社則等の討議を為し、及び客月中
旬大坂にて開きたる立憲政党集会議決等の報告ありて、
全く解散したるは同夜九時頃なりと。

(4) 但馬自由党の主義綱領

『日本立憲政党新聞』明治十五年四月十五日

○但馬国の北部には、城崎郡に猶興・日進の両社あり。
美含郡に正党社なるものありて、何れも自由改進の主
義を執りしが、去三日城崎郡湯島に於て右三社の大懇
親会を開き各社の委員をして相互に其主義・目的とす
る所を討議論究せしめたる末、遂に三社を合併して
但馬自由党と称する一個の政党を興すことに議決し、
左の主義綱領議定せられたりと。

天理民彝(註)ノ大ナル、吾輩人民ヲ啓発シテ一定ノ理ニ
依ルコトヲ要シメタリ。我 皇上聖旨仁恩ノ厚キ、
吾輩人民ヲ激励シテ立憲政体ヲ翼賛スルノ義ヲ以テ
シ給ヒタリ。嗚呼、民理君衷ノ相合フテ一トナル、
如此キノ盛ナルハ蓋シ東西古今未タ曾テ有ラサル所

ロナリ。凡ソ生レテ我日本帝国ノ人民タル者ハ、孰レカ奮発興起シテ斯ノ一定ノ理ニ依リ斯ノ 皇上ノ旨ヲ体スルコトヲ勉メサル可ン哉。今日ハ果シテ何ノ時ゾヤ。道德日ニ壞レ、庶政内ニ弊エ(マゴ)、弱肉強食雄国外ニ迫ル。吾輩人民ハ果シテ能ク今日ノ安ヲ保ツヲ得ル乎。將タ明日ノ安ヲ保チ得ル乎。苟モ一念此ニ至レハ寒心スルニ堪ヘサルナリ。吾輩誠ニ皇室ノ忠臣トナリ帝国ノ義士トナルヲ以テ自ラ期スル者ハ、豈ニ手ヲ袖ニシテ傍觀シ之ヲ奈何(いかん)ントモスルコト無キノミニ付シテ可ナラン哉。故ニ吾輩ハ向キニ我城崎・美含両郡ノ同志ノ士ト俱ニ正党・猶興・日進ノ三社ヲ設立シ、相与ニ我知識ヲ磨礪(れい)シ、我氣風ヲ發揮シ、以テ我日本人タルノ本分ヲ勉メ、我 皇上ノ宸旨ヲ對揚シ、内外國難ノ急ヲ救フニ補ヒアラシコトヲ誓ヒタリシニ、我同胞兄弟諸君ノ忠義ノ心ニ勇ナル日ニ我三社ニ加盟スル者ノ衆ヲ致シタリ。

是レ豈ニ我但州ノ光榮ナル而已ナラン哉。實ニ我日本帝国ノ幸ナリ。於是テ三社相議シテ更ニ但州全国ノ團結ヲ謀リ、益々我國家ヲ維持シ、皇室ヲ護衛スルノ基礎ヲ立ル所以シノ本ヲ鞏固ニセントス。嗚呼、忠義天性ナル我但馬ノ同胞兄弟諸君ヨ、皆來テ吾輩ノ志ヲ成スコトヲ勉メヨ。乃チ吾輩同志ノ士ノ當ニ勉ムヘキ所ノ綱領ヲ掲クルコト左ノ如シ。

- 一 吾輩ハ我 皇上ノ聖志ヲ對揚シ、立憲政体ヲ翼贊スルノ義ヲ勉ム可キコト
- 一 吾輩ハ一致團結ヲ謀リ、人民自治ノ本ヲ立ルヲ勉ム可キコト
- 一 吾輩ハ教育ヲ進メ、我天賦ノ知識ヲ啓発スルヲ勉ム可キコト
- 一 吾輩ハ道德節義ヲ以テ相磨礪シ、我固有ノ元氣ヲ養長スルヲ勉ム可キコト

(5) 豊岡の政談演説会

『日本立憲政党内閣新聞』

明治十五年八月五日

漫遊記事

但馬の記(第四)

永田一二

七月二十五日午前六時寺木溪(熊本)の飯野村を発し、途中湯村に於て少焉(しばし)休憩し、午后六時頃漸く七味郡村岡に着す。(中略)○二十六日は予て豊岡に於て政談演説会を開くの約あれば、早朝より村岡を出立せんとせしに、前夜の諸氏来訪せられ池田・小谷の二氏改めて我が立憲政党员たらんことを盟はる。夫より諸氏に別れ、腕車を駆りて十二里余の里程を経、午後四時過に豊岡町に着したり。此日、途中養父郡八鹿駅に於て一席の懇親会を開く都合なりしも、右の次第なれば同駅は空し

く通過したり。然るに、豊岡の演説会は警察署へ届方の都合と大坂の諸氏が来豊の都合とに依り二十八日より開会する趣なれば、旅亭に投じて暫く道中の労を慰せり。然るに、翌二十七日より余非常に気分悪しく頭痛と腹痛とにて枕を上る能はず、依て病院に使を馳せ(マヤ)医師某の診察を請ひ、水薬を腹して終日褥に在り。右は全く、暴雨を冒し或は炎天を凌ぎて險路を奔走し、又夜間は各地の懇親会に臨み多くの人に接して夜を深(ふか)したるに由るべし○同二十八日、本日も病褥に在りて療養せり。病中、当地の黨員は勿論、演説を傍聴せんとて出豊せられたる丹後の宮津・同久美浜、但馬の出石・同湯島等の諸氏続々来訪せらる。聞く所に抛れば、今回の演説を傍聴せんとて近郡村より出豊せられたる人太(はなは)だ尠(なほ)からずといふ。されば本夜の演説会に余も病を冒して出場し、新陳代謝の一題を演じて直に帰寓し、寝に就きたり。本夜の聴衆は凡そ六百余名、又た學術

演説をせられたる人々は当地の和田垣信氏と丹後宮津の小笠原某・塩沢某の二氏なり。(下略)

○

明治十五年八月十日

漫遊記事

但馬の記(第五)

永田一二

(上略) ○同四日午後六時より瀬戸村の黨員大江頼之助(八月)氏が会主と為り、湯島・津居山・今津等の黨員と俱に瀬戸村の頂福寺に於て自由懇親会を開かれ、来会する者凡そ六十有余名にして会主大江氏より余輩等に向て席上演説を乞はる。因て先づ豊岡の和田垣信氏起て一題を演ぜられ、次に余一題を演じ、続て草間氏一題を述了り、各員何れも設けの席に就きければ酒饌の饗席あり。献酬の間、互に時事を議論し、一同散会せしは十一時過と覺えたり。当夜は草間氏と俱に大江氏にて

宿りを(かり)仮ぬ。

(6) 町村連合会議決に対する反対運動

『日本立憲政党内閣』明治十七年八月二十二日

○人民と連合会との紛議 兵庫県下但馬国城崎郡七十二ヶ村の人民が連合会の議決を不当なりとし、先頃より右各村総代岡本・奥(座)の二名が出県して何か嘆願に及びたる由は略ぼ前号に記せしが、右総代は去る十五日願書を差出し受理せられたる後、何か不明瞭の廉を下問せられたるに付、翌十六日其の弁明書を差出し、尚ほ十八日に至り追願書を差出したりと。右に付、同県に於ては事実取調中暫く連合会議決の施行を中止すべき旨、該郡役所へ達せられたりと。又た、同十八日午後、同地方総代より神戸滞港中の総代へ宛て豊岡市街の人民も更に七十二ヶ村に同意して出願することと

為りたりとの電報ありしと。全体、同郡は豊岡市街外八十余ヶ村を以て成るものなれば、今回豊岡市民が之れに加りたりとすれば全郡の人民殆んど一致したる有様なりとぞ。

○明治十七年八月の「但馬国城崎郡各町村連合会日誌」2によると同会は①公立病院を十七年度から三か年休止すること②玄武洞保護費の計上③津居山港湾修築を国に要請すること④もに事業費を計上④県道湯島・美含郡阿金谷間（鑄物師尻峠）道路改修予算の計上等を上程。①は否決、②③④を可決した。「人民」側の反対運動の要旨は④にかかわるもので、かつて郡道江野峠の改修を否決しておいて、より困難な鑄物師尻峠の改修は適当でないとして、他の案件についても人民疲弊の時期に事業の縮小を訴えるものであった。

(7) 但馬同胞会

「河野広中関係文書」国立国会図書館憲政資料室蔵

但馬同胞会規約

第一条 本会ノ目的ハ、但馬同胞相互ノ交際ヲ親密ニシ、実利ヲ希図スルニアリ。

第二条 本会ハ但馬同胞会ト称シ、事務所ヲ養父郡八鹿ニ置キ、各郡ニ支部ヲ置ク。

第三条 本会ハ左ノ役員ヲ置キ、本会一切ノ事務ヲ議定処弁セシム。

一 常議員 各支部ニ七名以下トス。

一 幹事 事務所ニ三名、支部ニ各二名トス。

第四条 常議員ハ各郡ニ於テ其会員中ヨリ選挙シ、支部幹事ハ其常議員中ヨリ互選シ、本部幹事ハ支部幹事ノ互選ヲ以テ定ム。但、任期ハ各一ケ年トス。

第五条 本会ニ加入セント欲スルモノハ、支部幹事ニ申出テ其承諾ヲ得ヘシ。

第六条 本会ハ毎年四月、大会ヲ開キ緊要ノ件アルトキハ臨時会ヲ開ク。

第七条 常議員ハ隔月ニ例会ヲ開キ、臨時緊急ノ場合

二臨時会ヲ開ク。

第八条 本会ノ費用ハ篤志者ノ義捐ヲ以テ之ニ充ツ。

第九条 本規約ハ大会又ハ臨時会ニ於テ出席員過半数ノ同意ヲ以テ修正加除スル事ヲ得。

明治二十二年十月

但馬同胞会

「本部仮幹事 岡 精逸・大橋素昌・大橋直謙

支部幹事・常議員ハ略ス

○同胞会は大同団結運動期の大同倶楽部系の政社。後に、第一議会開会に際し結成された立憲自由党に参加。事務所は明治二十三年五月一日、豊岡町に移された(『城崎町史』557-558頁・『神戸又新日報』明治二十二年八月二十八日)。

(五) 但馬の政党

(1) 但馬の政党と代議士

ア、但馬の政党の大勢

「伊地智三郎右衛門手記」伊地智浅江氏蔵

但馬政党の大勢

明治四十年頃ヨリ大正六年迄(ころ)比ノ状況

進歩党 但馬ニ於テハ絶対多数ヲ占ム。

養父郡ノ両郡ハ殆ト全部進歩党
出石郡

主脳部 養父郡 鎌田三郎兵衛 西村淳蔵
大屋 八鹿

出石郡 平尾源太夫 平尾源作
神美 神美

朝来郡 主脳部 浅田貞次郎 一般濃厚ナラズ。
生の

美方郡 主脳部 北村元吉 山本宇一 森 誠
八田 浜坂 浜坂

熊次
水垣豊太郎

郡ノ四分五厘ヲ占ム。

城崎郡

五分五厘方進歩党

主脳部

西氣 三方
中島五郎 井上真一郎

中筋 白髭浅右衛門

国府 長沢実二郎

豊岡 山本三郎兵衛

田鶴の 古川与一

香住 長 焯

奈佐 田中彦右衛門

代議士 斎藤隆夫

明治四十年頃ヨリ大正六年頃迄分

政友会 但馬ニ於、少数時代 大正六年迄

養父郡

主脳部

関谷 米田又一郎

大屋 鎌田久兵衛

此ノ外、有力者ハ全部進歩党ナリ。

出石郡

資母 今井甚兵衛氏等

少数アレド、平尾派全盛時代ニテ政友派振ハザル事甚シ。

朝来郡

四十年頃、大選挙区ノ時、丸尾光春代議士当選後政友会ニ入党ス。浅田貞二郎モ亦政友会トナル。

亦政友会トナル。

浜野延造・山口ノ進藤敢等ヲ主脳トシ現

県議山口九郎ノ親ハ床次崇拜者ナリシ。

現九郎氏自身モ県会ニ出ル迄ハ政友会ニ好意。

好意。

本郡ハ大体、此頃ハ双方共政党ニ冷淡ナリシナリ。

リシナリ。

美方郡 政友五分五厘ト称シタリ。

主脳部

浜坂(治) 浜坂 森孝次

道盛俊造(道盛亀之助氏ノ親父)

親父)

浜坂

井上誠 谷襄

村岡 村岡 松田幹 西村藤十郎

代議士故 岡精逸ノ系統ヲ引キタルモノ皆政

友会ナリ。

城崎郡

政友四分五厘ト称シタリ。

主脳部

豊岡・弁ノ士 竹野 北田新蔵

永田万造 福田八郎左

長井 三三
衛門 清水和 伊地智三郎右衛門

港 大江龜松 大江頼之助

域崎町 片岡平八郎 片岡房三

城崎 西村六左衛門 井上太郎衛門

八条 沖野源太郎(先代) 岡本徳左衛門

五莊 伊原初太郎 大江仁兵衛

大正四・五年頃但馬政党分布概観

政友会・憲政会对立時代

選挙法改正以前

朝来郡 (旧^込投票数) 総数七百弱。

大体ニ於テ党派ナシ。政見ノ争トセバ憲政四分。

郡内ヨリ候補者ヲ出セバ政友派ト雖モ八、九分ヲ

占ムルコトヲ得。

養父郡 総数九百。

大体ニ於テ政友四分。憲政六分。

関宮 殆ト政友。八鹿・大蔵・糸井谷 殆ト憲政。

大屋谷四ヶ村 政四分。憲六分。

宿南・高柳 政四分。伊佐・養父市場 政六分。憲四分。

出石郡 総数約八百。大体、憲政会ノ根拠地

神美 全部憲政会。資母 政八分。憲二分。

小坂・合橋・高橋 政四分。憲六分。

室埴・出石町 政五分。 (但シ此時ハ室埴ハ八分方政友ノ形勢ナリ)

代議士齋藤隆夫ノ居村ナレド森本駿代議士モ亦室埴ニ籍ヲ置キ出石町桜井勉氏元老トシテ頑張り居

ル時代ナリシ故ヘ政友ニモ相当同情者アリシナリ。

美方郡 総数約八百強。大体ニ於テ政友会ノ根拠地

村岡町・小代・射添・兎塚 殆ト全部政友。

熊次 政八分。温泉・照来 政三分。大庭 全部憲政。

憲二分。浜坂町・八田・西浜 政憲折半。

城崎郡 総数二千二百。政友会六分。憲政会四分。

豊岡町・三江・田鶴野・五莊・八条・内川・城崎・

港・奥竹野・中竹野・竹野 政友九分
憲政一分

奈佐・西氣・三椒 殆ト憲政。

清滝・三方・国府 政友三分
憲政七分 八代・日高 政六分
憲四分

奥佐津・余部 政八分。口佐津・香住・長井 政四分
憲六分。

中筋 政六分。新田 政三分
憲四分。

明治四十年九月

兵庫県會議員候補者

城崎郡

総数三千六百六票

内訳 千三百四十三票 憲政会 口佐津宮下仙五郎

千百五十二票 政友会 長井清水 和

次点落 千 百 九 票 憲政会 豊岡佐川恒太郎

宮下派ガ豊岡町付近、佐川ノ勢力範圍ニ喰込ミ同

志打ヲ演ジタルガ為メ佐川落選セリ。

此結果ニ徴スレハ城崎郡ノ大勢ハ憲政ノ絶对多数

ナリシ時代ヲ証スルニ足ル。

大正四年二月

衆議員総選挙

当選 進歩党 斎藤隆夫

落 政友会 森本 駿

此頃ハ進歩党全盛時代

森本候補ハ台湾製糖問題疑獄ノ為メ信用ヲ失墜セ

ルト運動費不充分ノ為メ落選。

票数 不明

大正四年九月

県會議員選挙

投票総数三千八百五十九票

内訳 千八百六十九票 中立候補 豊岡由利三左衛門

千三百三十三票 進歩党 西氣中島久太郎

政友会候補ナシ、中立ノ由利応援ス。

由利ハ初県会ノ時、神戸ニ於テ床次政友会総務ノ紹介ニテ政友会ニ入党。

此時、県会ノ分野ハ政友少数ナリシガ由利断然入党。此頃、進歩党ハ分離、同志会トナリ、中央政界ハ政友・国民両党提携ス。

県会モ両派提携ノ為メ議長ハ西村隆次（国民党）、少数ノ政友派由利副議長トナル。

由利県議神戸ヨリ帰郡シテ、少数ノ政友ニ入党セルモ国民党ト提携ノ為メ仕事ハ出来ルト報告シテ豊岡町ヲ政友ニ傾カシム。

初メ由利氏、候補者トシテ憲政会ヨリ推サルル筈ノ処、憲政会ニ於テハ中島久太郎ヲ飽迄擁立シテ新進ノ由利ヲ阻止セル為メ非常ニ感情ヲ害セル際、政友派ニ候補者ナク困リ居ル際ナリシ為メ憲政ノ由利ヲ応援シテ従来ノ地盤ヲ覆ヘスべく中立トシ

テ立タシムルコトヲ約シタリ。

憲政会ハ新人ヲ好マズ、政友会ノ方ガ人物本意^(位)アルカラトテ若キ人々ノ好意ヲ寄セルモノ多ク、又政策ハ総テ積極的ナリシ為メ地方事業モ多キ際、政友ニ有利ナル傾向ヲ順致^(順)セリ。

大正四年九月三十日

城崎郡会議員選挙

此ノ選挙ニ於テ初メテ政友派ノ勝利トナレリ。

政友会派 十六名

憲政会派 十二名

但シ、議員ノ争奪戦激甚ヲ極ム。

大正八年ノ総改選ニモ

政友派、多数ヲ占ム。

大正六年四月

衆議員選挙

当選 憲政会 斎藤隆夫

落 政友会 森本 駿

得票数 不明

此ノ時ノ森本ノ応援者ノ重ナル人

前代議士 生野 丸尾光春 浅田貞二郎 草鹿甲子二郎

住吉 竹中鶴次郎 桜井 勉

大選挙区ニテ、但馬以外ニ森本ノ得票少ク、此時

モ大日本製糖問題有罪、執行猶予済後ナリシモ、

其影響モアリ落選ス。

大正八年九月二十五日

県会議員候補者

城崎郡総数三千四百六十八票

内訳 千百六十五票 憲政会 長 焯

千百三十四票 政友派 伊地智三郎右衛門

落 九百七十四票 政友派 藤本俊郎

日高 丹山川治水事業 等ノ事業アル為メ、治水関係町長ノ努

力ニヨリ伊地智立候補ス。

藤本ノ敗因ハ、政友派同志ニ於テ地盤ヲ協定シテ憲

政派ヲ全滅セシムル策ナリシガ、中途ニ於テ藤本派

ハ協定ヲ無視シ、最後ニハ憲政ノ長派ト気脈ヲ通シ

テ以テ同志ヲ陥イレ、自ラ当選ヲ得ント策セリ。長

派ハ藤本派ヲ欺瞞シテ却テ藤本ノ虚ヲツキ西ノ気谷

ニ於テ多数ノ票ヲ得ル様ニナレリ。藤本ノ落選ハ策

士策ニ溺レタルモノナリ。伊地智トノ協定ヲ守リ提

携シテ長ニ当レハ長ハ非常ニ苦戦トナルベキヲ、藤

本派ノ不信ヨリ自ラ招ク災トナレリ。

城崎郡ニ於テハ協定ヲ工合ヨクヤレハ政友絶対多数

ハ勿論ナリ。

此ノ選挙ニハ

朝来郡 田治米吉郎右衛門

美方郡 谷 襄

出石郡 平尾源太夫

養父郡 西村重三郎

右全部政友派、

只独り長ノミ憲政派ナリ。

大正九年四月

衆議員選挙

但馬二選挙区時代

城崎 美方両郡 当選 松山常次郎

落 齋藤 隆夫

票数 不明

出石 養父三郡 無競争 鎌田三郎兵衛

朝来 輸入候補松山ニ対シ齋藤ノ敗因ハ、城崎・美方両郡

政友絶対多数ナルガ為メナリ。齋藤ハ從來、出石ヲ

根拠トシ養・朝ニ勢力ヲ扶植シ居レドモ、城崎・美

方ニハ縁故少ナシ。然レトモ、鎌田ガ立候補スレハ

齋藤トシテハ恩人ト競争シ得ラレザルガ為メ松山ト

競争ノ止ムナキニ至レリ。輸入松山何者ゾト油断モ

アリシナラン。

大正十年十月五日

県会議員補欠選挙

政友候補 中竹野 橘 与平治

憲政候補 三方 国谷卯之助

得票不明

憲政ノ長死亡^(憲)ノ為メノ補欠ナルガ為メ国谷ノ当選
スベキ理ナレド、絶対多数ノ城崎郡政友派ニ対抗

ハ出来ザリシナリ。

大正十二年九月

県會議員選挙

城崎郡候補者 当選 政友派 伊地智三郎右衛門

落 憲政派 藤本 俊郎

落 憲政派 国谷卯之助

得票不明

国谷ハ前回落選セシガ為メ雪辱戦トシテ非常ニ奮戦セルモ、絶对多数ヲ有スル城崎郡ニテハ齒ブシガ立タザリシナリ。

此時 朝来郡 安井 至

美方郡 谷 襄

出石郡 関 太平

養父郡 鎌田久一

但馬一円政友派独占。

大正十三年四月

衆議員選挙

候補者 当 中立 若宮貞夫

当 憲政 斎藤隆夫

落 政友(政友本党) 坪田十郎

得票不明

此ノ選挙ニ於テ若宮ハ豊岡町出身ノ故ヲ以テ、若宮ガ中立ニテモ立候補スル場合ハ伊地智・大江仁兵衛一派ハ郷里ノ關係上、党派ヲ超越シテ若宮ヲ応援セザルベカラズトテ、坪田ノ如キ但馬ニ從來何等關係ナキ人物ハ仮令政友会(政友本党)兵庫支部長ノ職ニアルト雖モ落選スルニ違ヒナイトテ飽迄之ヲ反对シ、(むし)寧ロ円山川治水等ニ尽力シテ城崎郡ヲ中心トシタル県ノ各事業ニ尽力シタル功勞者西村隆次ヲ立候補セシムレバ、若宮ガ郷里ノ關係アリト雖モ從來ノ功勞者タル恩人ニハ代ヘラレヌ故ヘ西村ナラ極力応援スル、而シテ必ず当選セシムルト極言シタレドモ、坪田ハ從來ノ地盤タル神戸市ニ勢力ヲ失墜セル為メ適當ナル地盤

ナシ、但馬ノ政友派ニテ是非応援シテ呉レトテ聞入
レズ、伊地智・大江ハ遂ニ物分カレトナリ、坪田ナ
ラバ応援セヌ、落選ノ見込十分ナルガ故へ、前途ノ
見込ナキ候補ニ力ヲ入レテ郷里ノ若宮ニ反対モ出来
ヌトノ理由ニテ、但馬政友派ノ総指揮ハ美方郡谷裏
及藤本ニ於テ引受ケタリ。

坪田落選ニ関シテ伊地智ハ県会ニ於テ政友会除名処

分トスル旨、支部長ヨリ通知アリ。然レトモ、之レ

表面ノコトニテ内部ハ同一行動ヲ続ケ居レリ。

県会ニ於テモ伊地智ハ表面、政友同志ト手ヲ切り中

立トシテ加古川選出小山十次等ト中立部屋ニ入りタ

ルコトアリシモ、後ハ斯カル表面的ノ分離行動ヲヤ

メ元ノ通りト自然ニ合同セリ。

此ノ選挙ニ若宮推薦者ハ城崎町西村佐兵衛・豊岡町

西垣勘次郎ニシテ政友・憲政何レモ郷里人トシテ奔

走セリ。

大正十五年九月十五日

県会議員選挙

城崎郡藤本俊郎辞職補欠選挙

総数 九千七百三十五票 棄権 二千百十票

無効 百二十票

内訳

三千八百八十九票 政友 香住 橋本弥吉郎

落 三千六百十六票 憲政 三方 国谷卯之助

国谷ハ既ニ三回候補トシテ立チ今回コソハト非常ニ

涙グマシキ活動ヲナシタレド、其同情ノ為メニ従来

ニナキ多数ノ票ヲ得タレド、遂ニ政友派ノ勝利ニ帰

セリ。

昭和三年二月

田中内閣

最高 齋藤隆夫

次 田 昌

三番当選 若宮貞夫

衆議員ノ分野 政友会二百十四人 民主党二百十人 殆ト互角ナリ。

昭和五年

浜口民政内閣 普選第一(マヤ)

投票総数六万四千六百五十票(但馬一円・丹波二郡)

内訳

当 二万〇四百七十八票 民政 齋藤隆夫

〃 壹万七千二百七十五票 民政 田 昌

〃 一万七千〇〇四票 政友 若宮貞夫

落 九千四百八十票 政友 衣川退蔵

第三番目ニ於テ若宮当選。

衆議院、民政絶対多数。

昭和六年九月二十五日

県會議員選挙

城崎郡 当 六千八十八票 民政 石田長太郎

次 四千五百一十一票 政友 友田一郎

次点 三千八百二十六票 〃 今井正長

出石郡 当 三千〇八十票 民 正木 定

次 千三百二十六票 政 西村和夫

美方郡 当 四千三十三票 民 北村庸三

次 三千八百七票 政 道盛亀之助

養父郡 当 四千七百六十票 民 児島大吉

次 四千百九十三票 政 西村斉一郎

朝来郡 無投票 民 山口九郎

県会ハ今期ニ於テ全ク政友・民政顛倒セリ。

昭和七年二月

犬養政友内閣

投票総数 四万百五十八票

内訳

当 一万九千三百七票 政友 若宮貞夫

〃 一万六千六百八十九票 民政 斎藤隆夫

〃 一万二千八百三十九票 政友 畑七右衛門

落 一万二千三百二十五票 民政 田 昌

衆議院絶対多数三百ヲ政友ニ有スルコトナル。

○但馬の旧改進黨系政友は、進歩党（明治29年3月〜明治31年6月）・憲政党（明治31年6月〜明治31年10月）・憲政本党（明治31年11月〜明治43年3月）・立憲国民党（明治43年3月〜大正2年2月）・立憲同志会（大正2年2月〜大正5年10月）・憲政会（大正5年10月〜昭和2年6月）・立憲民政党（昭和2年6月〜昭和15年8月）と中央政界の変化に伴い名称が変るが、伊地智三郎右衛門のこの手記では、それらは厳密に使われていない。

イ、斎藤隆夫書簡（代議士初立候補）

田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

拝啓 嚴寒ノ候、御当地方ハ近年ニ稀ナル降雪ノ由等新聞紙ニテ承知致候。御障リモ無之、益々御健勝ヲ奉賀候。予テ御配慮被下候全但有志者ハ御承知ノ通り選挙法政正案ノ決定スル迄、候補者ノ選定ヲ延期スルコトニ決シタル由、小生モ此論ハ一応正当ニシテ多分之ニ落付クコトト予想致居候。尤モ改正案ハ貴族院ニ於テ否決ノ運命ニ遭遇スル模様ニ有之候。右ニ付、小生ハ内ニ準備ヲ整ヘテ暫ク時ヲ待居候。改正案何レニ決スルモ小生ハ今回ハ出馬シテ相手ノ何人タルヲ問ハス一大決戦ヲ試ミ度希望ニ有之候間、何卒右御含被下、宜敷御保護被下度呉々モ願上候。

当地ハ毎日好天氣ニテ奔走ニ便利ニ御坐候。昨夜、桜

井勉翁モ来り選挙談ヲ致シ候。尚々、御当地ノ模様モ時々御報被下度、是亦御依頼申上候。

時節柄御自愛願上候。勿々

(明治四十五年)
一月十五日

斎藤隆夫

田中老台
(彦右衛門)

案下

○明治四十五年三月五日には、第二次西園寺公望内閣（与党政友会）の主張する、大選挙区制を廃して小選挙区制を採用する等の衆議院議員選挙法改正案が衆議院を通過した。しかし、同二十三日、貴族院が否決した。斎藤隆夫はこの年五月十五日、第十一回総選挙に立憲国民党から郷里但馬を地盤として初当選。

ウ、斎藤隆夫推薦状

田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

肅啓

尊堂益御清祥の段、慶賀此事に御座候。陳ば欧州の戦局未だ収らず、平和の克復何の日に在るを知らず、此時に方り我同胞は挙国一致以て軍国の大事に任じ国威宣揚・民族発展の大計を確立せむ事、洵に千歳一遇の好機と相信じ候。然るに現内閣の反対党は区々たる党争の為に国家を忘れ徒に政権争奪に焦慮して政府の施設を妨碍し、遂に議会解散の已むを得ざるに到らしめ候事、遺憾至極に御座候。随て来る総選挙に際し公明正大なる裁断を与へ、以て憲政進歩の実を挙ぐるは国民の権利なると同時に又た義務なりと存候。

斎藤隆夫君は新進気鋭の政治家にして、終始一貫常に

公平の見地に立ちて専ら国利民福を念とし議會の内外に於て熱心誠実に国事に尽瘁せらるゝは、我等の常に感服措く能はざる所に有之、帝国の代議士として最も適任と信じ候。今回御当地に於て再び選挙を争はるゝに当りては是非共当選の榮を得せしめ、国家の爲めに同君の技倆を發揮せらるゝこと熱望に不堪候に付、何卒旧に倍する御同情を以て同君の爲めに極力御援助被成下候様、偏に願上候。國務多端の折柄御拜眉を得るの暇なく、乍粗略書面を以て右御依頼申上度、如斯御座候。

尚々、国家の爲めに御自愛と御尽力を願上候。勿々敬具

大正四年一月

伯爵 大隈重信

子爵 大浦兼武

男爵 加藤高明

○すべて活字印刷。

工、斎藤隆夫選挙公報

正見孝二郎氏藏

若槻礼次郎

河野広中

尾崎行雄

武富時敏

箕浦勝人

島田三郎

(表紙)

選挙公報	昭和二年二月三日執行	兵庫県	兵庫県知事
	衆議院議員総選挙	第五区選挙区	

議員候補者

齋藤隆夫
サイトウノリカフ

非常日本の内外国策

帝国内外の国策は、満州事件を契機として一大転換を来したのであります。昭和六年九月十八日満州事件突発以来形勢俄に発展し、超へて翌年九月十五日帝國政府は正式に満州国の独立を承認したのであります。が、世界列国は全然我国と意見を異にしたるがために、我国は翌八年三月二十五日遂に國際連盟を脱退したのであります。是れ以来我国の國際的地位は全く孤立無援の状態に墜り、今日世界列国を見渡しましても、我国に同情と支援を払はんとする国は一も見当らないのみならず、時あらば我国に向つて一撃を加へんと其機会を狙ひつゝあることは争はれない事実であります。併し世界列国が如何なる考を有するにせよ、我国と満州とは政治上及經濟上絶対不可分の利害關係があります

るから、我国は如何なる犠牲を払ふとも満州国の独立を擁護し、併せて其資源を開発して、以て兩國の間に共存共栄の実を挙げると共に、之れに依つて東洋平和の基礎を確立せねばならぬのでありますから、現在及将来の国策は満州問題を中心として進んで行かねばならぬは無論の事であります。併し、是れが原因となりて我国の内政上に非常なる影響を及して来たことを忘れてはなりません。

満州問題が内政に及したる影響の尤も大なるものは、國家の財政であります。即ち満州事件以来我国に対する國際情勢が俄に変化しましたから、これに備ふるために国防充實の必要が起り、陸海軍の經費が急に膨張しまして、國費の殆んど半額を此方面に支出せねばならぬことになつたのであります。而して國庫の普通収入を以て支出に充當するに足りませぬから、年々巨額の公債所謂赤字公債を發行して漸く収支の均衡を弥

縫して居る有様でありまして、茲に国家財政上に非常なる困難が起つたのであります。試に昭和十年度に於る国費と軍事費との割合を見ますると、歳出総計二十一億九千二百余万円の内、陸海軍費は十億二千二百余万円でありまして、歳出総額の四割六分六厘二毛に當つて居りますが、今日世界列国何れの国に於ても斯る割合の軍事費を支出して居る国はありません。即ち英國の軍事費は国費の一割三分五厘七毛・独逸は一割三分八厘五毛・米國は一割八分六厘八毛・伊太利は一割二分二厘九毛・仏蘭西は二割一分五厘七毛でありまして仏國の軍事費が世界第一となつて居りますが、今日の我國は世界第一の仏國に比して二倍以上の軍事費を支出して居るのであります。而して之れが為めに年々八、九億万円の借金を重ねて居りますから國の借金は年と共に増すばかりで、数年前に六十億万円の国債が今日は已に百億万円を突破して居りますが、此の

調子で進みましたならば将来何れだけの巨額に上るか殆んど止る所は知れないのみならず、此の巨額の国債を如何にして償還するか其方法も確に定まつて居らないのであります。

翻つて他の方面を見ますれば、国防費に巨額の経費を要しますから国内諸般の事業に要する経費は常に不足勝であります。例へば今日地方の農・山・漁村を見ましても道路・港湾・河川等の改修は言ふに及ばず、其他地方開発の爲めに行はねばならぬ事業は押し迫つて居りますけれども、何分にも経費に制限せられて思ふ様に行へない。或は又、都市と地方とを問はず中小商工業者は非常に疲弊して居りますが、是れを救済するの途も立たないのが今日の実状であります。言ふまでもなく、国費の分配は国内の有ゆる方面(ある)に向つて公平でなくてはなりません。殊に国費の分配が地方自治体の財政、地方の開発、農村の経済、其他一般国民

の生活に重大なる關係を有するは無論の事でありますから、此点に付ては政府も政党も細心の注意と斷乎たる決心を要します。夫れでなくとも今日中央と地方、都市と郡村、此間には富の程度に於て非常なる距りがあります。凡そ世界文明国に於て我日本ほど此点に於て甚しき所はありません。即ち地方の富は続々として都市に吸収せられ、之れが為めに都市は益々繁昌するが地方は益々疲弊する、此の如きは決して健全なる国家社会の状態ではなくして一種の病的状態でありま^(す)。何故に斯くなつたかと云へば、夫れには種々の^{(二)字}原因もありまするが、其一は歴代の政府が都市政策に偏重して地方に対する認識を誤つた、即ち地方政策を軽視したことも確に其大原因であることは争はれませぬ。

大体右述へたる通りでありますから、今日我国の国策を定むるに当りましては、先つ以て国防と財政と産

業と此三者を適當に調整すること、是れを以て国策の第一義に置かねばなりません。我民政党は此見地に立ちて国家百年の大計を按し、進取的国策の根本を樹立し、以て人心の嚮ふ所を定め、社会の不安を一掃し、協力一致国運の隆昌に邁進し、国民生活の安定と国防の安全とを期するが為めに特に基本国策委員会を設け、私も其委員の一人として慎重審議を重ねたる結果、大要次の如き国策を決定し、漸次之れを具体化して其遂行に向つて努力する覚悟であります。

第一、日本民族生存権の確保

(1) 東洋平和の確保

(イ) 日満親善の徹底強化

(ロ) 日滿支經濟提携の確立

(ハ) 対支対露關係の整調

(ニ) 南洋諸国と經濟關係の密接化

(2) 國際的共存共栄の提唱

第二、政治の公明強化対策

- (イ) 国際正義の強調
- (ロ) 人口分布の合理化と移民の自由
- (ハ) 経済的鎖国主義の打破と資源公開の原則確立
- (ニ) 日本品排斥の不法排除と通商自由の確保
- (1) 議会・道府県会・市町村会の構成、選挙並に審議機能に関する法令の改正及其刷新に依る責任政治の確立
- (2) 行政機構の合理化並に経済化
- (3) 文官任用令改正に依る人材登用及身分保証令の修正並に繁文褥礼の積弊打破
- (4) 官吏偏重の恩賞制度を改正し国民能力の総動員を眼目とする恩賞制度の確立
- (5) 官紀綱紀肅正更張

第三、国防産業財政の総合強化

- (1) 経済的国防計画の確立
 - (2) 中央地方財政の建直
 - (3) 公債政策の確立と其信用維持対策
 - (4) 通貨政策の確立
 - (5) 国税地方税の根本的改革
 - (6) 官業の整理及拡張に対する方針確立
- 第四、総合的経済政策の確立
- (1) 産業の適応性と国情上の重要性とに拠る根本策の確立
 - (2) 産業統制の根本原則
 - (イ) 産業政策は個人の創意と自由を基調とし、統制を要する場合は自治的統制を第一義とし国家的統制を第二義とする
- こと
- (ロ) 産業統制は生産者消費者相互依存を本

義とし之に準拠し、重要産業統制制度

の改正

(3) 進取的貿易政策の確立

(イ) 貿易は最惠国約款主義に準拠し、特殊

の場合互恵主義によるべきも現下の国

際情勢に即し適切なる進取的方針の樹

立

(ロ) 産業と貿易の総合的方针を決定し、其

の指導監督統制を所管とする行政機関

の設置

(4) 交通政策の樹立

(イ) 鉄道・道路・港湾・船舶及航空事業を

総合する交通政策の樹立

(ロ) 交通に関する指導監督及統制をなす行

政機関の創設

(5) 電気事業政策の確立

(イ) 電気事業の方針を決定し其統制指導

(ロ) 発電並に送電線の統制

(ハ) 未開發発電力の国営若くは公營方針樹

立

第五、農漁山村並に中小商(工カ)業更正対策

(1) 農村の収入安定並に負債整理・負担均衡、

其他に依る經濟更正根本策樹立

(2) 自作農化を目標とする方策樹立

(3) 農漁山村の電化及工業化

(4) 米穀・産繭・肥料に対する根本策確立

(5) 治水治山に対する根本対策樹立

(6) 水産及鉱業に関する政策確立

(7) 中小商工業者の組合化・金融疎通・経営改

善、其他に依る維持發展策の確立

第六、社会政策に関する其本政策樹立

(1) 各種特権を是正し、分配を公正にし、応能

報酬原則の確立

安達義雄

(2) 労資並に小作関係の調和

○齋藤隆夫は民政党所属

(3) 救護並に保健施設の改善

才、若宮貞夫書簡

伊地智浅江氏蔵

(4) 失業対策

第七、教育に関する根本方針確立

(1) 教育制度の根本改革

(2) 社会教育に対する総合方策

(3) 師範教育の改善

(4) 小学校教員俸給国庫負担制度に対する方針

確立

(5) 私学の改善振作

(6) 創意発明の奨励

昭和十一年二月十五日

発行人 兵庫原知事 湯沢三千男

印刷人 神戸市神戸区北長狭通三丁目九

敬啓 (五二五事件) 此度の兇変、憲政の破壊、憤慨に不堪、又私情に於て親を喪へる心地致し専ら謹慎、自然御無首打過き候。御宥免被下度候。

昨年重臣の間、挙国一致又は連立の声高まりし際、犬養翁はよせ集めの微弱なるを主張し、我党に於ても連立論者多かりしに拘はらず、独り毅然として単独の強力有効なるべきを主張して毫も譲られざりしことに顧み、只今の有様を見て痛憤禁じ難く相覚候。政党も最早末と存候。

近頃、気飢へ神疲れ安眠を得ず、当分休養を要するやに存候。犬養家も来る四日は早くも三七日と相成、青

山にて墓地の選定も了し候て最早多く手伝を要するこ
とも無くなり候間、暫く養生可致乎と存居候。先は御
無沙汰御詫迄草々、如此に御坐候。不宣

(若宮)
貞夫生

(三郎右衛門)
伊地智老台

(昭和七年)
六月初一日

曩に御来示の北白川禎四郎君の件、其節直に砂田君へ
相談致候も差向見込不相立とのことにて今日に及び居
候。

○若宮貞夫は政友会代議士。通信省の官僚時代、第二次山本
権兵衛内閣で犬養毅通相の下で次官を勤め、代議士となつて
から、犬養内閣で陸軍政務次官となる。犬養を尊敬していた
ので、五・一五事件で犬養が暗殺され内閣が倒れたことは、
若宮にとって大きな衝撃であつた。

(2) 円山川改修と政党

ア、斎藤隆夫の円山川改修問題報告

正見孝二郎氏藏

謹告

拝啓 益々御健勝奉慶賀候。陳者、円山川改修は我但
馬地方に於ける多年の問題にして、之か為に關係町村
民諸君の苦心せられたることは今更申すまでもなき次
第に有之候処、今回帝国議会の協賛を経て弥々大正九
年度より其改修に着手することに相成居候際、突如と
して衆議院解散せられ、之が為に一時延期と相成候は
誠に遺憾千万の至りに御座候。併し次期議會に於ては
必ず成立することは相違無之候間、右御承知相成度候。
尚、之に付て一言申上度事は、元來何れの地方に於て
も此の如き問題は各政党政派共同一致の援助を受くる

にあらざれば到底円満に其目的を達する能はざるは言を要せざるのみならず、苟も多数人民の利害休戚に関する此種の公共事業を以て政争の具に供し、之を以て党務の拡張を図らんとするが如きは全く時代後れの低級政治家及之に付随する不良野心家の所業にして、決して地方人民に忠実なる人々の為す所にはあらざるは勿論、今日各地に於て斯る所業の行はるゝは立憲国民の大恥辱とする所に有之候。

従来、我但馬地方に於ては円山川改修か重大問題にして、関係町村人民の希望熱烈なるに乘じ一部の人人は何事に付ても此問題を利用し、殊に議員選挙の場合に当りては之を以て頻りに選挙人を勧誘压迫し、甚しきに至りては善良なる地方人民を強要して自己所属の政党に入籍せしむるが如き不都合なる所業を為すものあるやに聞及び候。小生は元来、但馬の名譽の為に斯る風説の虚偽ならんことを望むものに候へ共、若し果し

て斯る事実ありとせば是れ実に地方人民を愚弄し侮辱するの甚しきものなるのみならず、若し斯の如き勧誘に依りて或は甲の党派を去り、或は乙の党派に投ずるが如きことあらば、地方人民は政府の更迭と政党の消長ある毎に屢々党籍の変更を余儀なくせられ、全く野心家の玩弄物と為り餌食と為りて遂に其底止する所を知らざるに至るべく、事茲に至らば地方人民の政治上に於ける人格と良心は全く地に落ちて其不名譽之より大なるものは無之候。申す迄もなく立憲政治の下に於ては国家事業なると地方事業なるとを問はず吾人は尤も公平無私なる見地に立ちて之を処理すべく、政党政治の如何に依りて不公平なる処置を為すが如きは是れ実に憲政を害する獅子身中の虫なるを以て、極力之を排斥するは吾人が国家人民に尽すべき一大任務と存居候。素より在但有識者諸君は斯の如き卑劣なる所業を以て誠に苦々しき事と思召され候事は小生の確信する

所に候へ共、今後とても此等の事に付ては一層御注意の上、従来一部の間に行はるゝ弊風を一掃し、我但馬地方に於る公共事業の速進^(促進)に向つては政党政派の区別なく同心共力^(協)して尽瘁致すべきは勿論の事、引いて健実なる政党を發達せしめ以て天下の模範と為るべく御互に奮励努力致度、切に希望に不堪候。

小生及ずながら我但馬地方を代表して帝国議會に列せし間は苟も同地方に關係ある問題に付ては、何人の注意を受くるまでもなく其事柄の大小に拘らず微力を傾倒して之に当り、唯其及ばざるを恐るゝのみにて有之候。此際、円山川改修問題に付て已往数年間小生が議會に於て為したる言説の一端を速記録より抜瘁^(粹)して御報告に代へ候。御参考の一助とも相成候へは望外の幸に御座候。

大正九年三月

斎藤隆夫

(以下の添付文書、略)

第四十回帝国議會衆議院

請願委員会速記録(抜書)

第四十一回帝国議會衆議院

円山川改修二関スル建議案委員会速記録

第四十二回帝国議會衆議院

予算委員第二分科(内務省所管)会速記録(抜書)

イ、伊地智三郎右衛門の回想

『但馬日報』昭和十一年十月一日

けふの喜びを迎えたその裏面には、尽せぬ苦闘の数々が潜在しているのを忘れてはならない。治水工事完成の大功労者伊地智三郎右衛門氏は語る。

円山川の改修は全く政党政治の賜ものであると言ひ得る。西園寺内閣の内務大臣原敬氏が全国的の治水策を

樹立して第一期二十河川・第二期四十五河川を選定し、臨時治水調査会を組織し着々実行に入つたのが治水の(概)こう矢と言つてもよい。此時、円山川は第二期の三十五位に入つて居たものだ。次で原内閣の時となつて二期川で一期川同様の扱ひで改修を実施し、三年目にこれを一期川に繰り上げて政府直轄工事として施行された事は全く政党の力である。斯くの如く三十五位の末班から一期川に飛び上り急速に工事実施ときたなど夢の様な喜びを見る事は出来ない。けふの竣工に当り政党政治の原敬氏を神として祭つてもよいと思ふ。

(下略)

○同日付の『神戸新聞』、『山陰日々新聞』にも同文の談話記事がある。

ウ、伊地智三郎右衛門の回想への反論

『月刊但馬』昭和十二年一月一日

(上略) (天正六年、治水期成同盟会) 其当時、治水に係ある公職の重要なもの

『佐川恒太郎氏、豊岡町長』、『岡毅氏、豊岡町商工会頭』、『由利三左衛門氏、兵庫県会議員』。以上三氏の中、佐川恒太郎氏は治水問題に熱心であつたことは周知の事実、また由利三左衛門氏は大正四年に県議に選挙されたのであるが、此は元もとカン(立憲同委員会)の憲政党であつた。所が政党内閣の治下に於て治水問題を善処するには、どうしても政友会に転向する必要が起り、急遽政友会に転籍して当選したものである。(中略)

時は原敬内閣の時代である。党勢拡張を目標とする当時の政党政治では、いくら委員が運動にお百度を踏んだとて、堅ものを横にライソレとは言はない。目的

を達成したいなら地元で誠意を見せて貰ひたいと政党幹部の強要だ。そこで関係町村は背に腹は代へられず勢い政友会に入党が緊急となつた。大正七年の県会開会までの間、豊岡町のあらゆる有力者、治水関係村の目ぼしい有力者を合せ、二百十名以上の大量入党を纏める為め、由利県議の努力斡旋は真に熱狂的であつたのだ。

(中略)

大正八年の県会に於て、円山川治水費に^(四)県する県の負担を九年度予算に計上し且つ可決するに就て地元県會議員全部の民友会入党を強要せられた。地元の一大勢力たる平尾令太郎氏の^(政友会)政友入党は其際であつた。

(中略)

新聞の記事では、大正九年臨時議會で大江・伊地智君等が運動に上京し、原敬氏に直接談判したとか書いてあるが、大した価値ある記事ではない。否、右両氏の外に伊原初太郎君も参加、上京運動しているが、議

会の方は^(政友会)斎藤珪次・^(憲政会)斎藤隆夫氏等の勢心なる斡旋があり政友幹部の方は地元民総入党、県會議員また総入党の好餌が投ぜられているのだから、三氏の努力は多とするが、大勢は既に可決に極まつていたので。

(下略)

○民友会は、兵庫県の政友会系会派である。